

第1節 防災意識の高揚計画

総務課 総合政策課 学校教育課

町は、災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

1 住民の防災意識の高揚

(1) 自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、町、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

【生命・身体を守る方法】：内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」より

（共通）

- ◆ ラジオやテレビの気象情報に注意する。
- ◆ 停電に備えて、懐中電灯をすぐに使えるよう、部屋ごとに置いておく。
- ◆ 非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
- ◆ デマにまどわされないよう、正しい情報の入手先を決めておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

（水害）

- ◆ 河川や用水路、田んぼや低地などの状況を確認しに行くなどの外出を控える。
- ◆ 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

（竜巻等の突風）

- ◆ 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。
 - ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

- ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す。
- ◆ 屋内では次のような行動をとる。
 - ・ 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
 - ・ 窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
 - ・ 1階の窓のない部屋の中央に移動する。
 - ・ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ◆ 屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。
 - ・ 頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
 - ・ 身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(2) 防災知識の普及啓発推進

町は、県及び防災関係機関と連携し、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 普及啓発活動

(7) 主な普及啓発活動

- a 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- b ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- c テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、SNS等による広報活動の実施
- d ホームページやメールによる防災情報の提供
- e 防災訓練の実施の促進
- f 防災器具、災害写真等の展示
- g 各種表彰の実施

(4) 消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による防災普及啓発活動の促進

町は、県と連携し、消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(7) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及に当たって、町は、県と連携し、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

イ 普及広報事項

(7) 災害予防思想の普及

(1) 台風その他に関する事項

- a 気象情報
- b 家屋・屋根・アンテナ・看板等の補強準備
- c 断水に対する準備
- d 火気の点検

(7) 火災に関する事項

- a 火災予防思想の普及
- b その他火災予防に関し、必要な事項

(3) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 防災週間（8月30日～9月5日）
- エ とちぎ防災の日（3月11日）

2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町及び町教育委員会は、本章第20節「文教施設等災害予防対策計画」のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図ることにより、学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通じて学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、県及び防災関係機関と連携し、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- (1) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- (2) 病院、社会福祉施設

(3) ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

4 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- (1) 気象予警報、洪水、竜巻等突風や災害危険箇所等災害に関する知識
- (2) 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- (3) 災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- (4) 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- (5) その他災害対策上必要な事項

5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

7 言い伝えや教訓の継承

町及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等について、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

8 町職員向け災害救助法等の研修への参加

平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、県が実施する市町職員向けの研修会に積極的に参加する。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実計画

総務課 住民課 健康福祉課 商工観光課

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、本町におけるそれらの現状は次のとおりである。

(1) 自主防災組織

令和4年4月現在、本町には81の自治会が組織されている。その一つひとつが自主防災組織として機能を充実するように、今後も住民の居住動向等を見据えながら、それらの活性化・育成促進を図るとともに、他の自主防災組織の育成促進を進める。また、町と自主防災組織、さらに自主防災組織同士での連携を強化していく。

(2) 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数の確保が年々厳しい状況となっており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

本町の消防団は、3分団15部、203人で組織されている。（資料3-1）

(3) ボランティア団体等

困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

2 個人・企業等における対策

(1) 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

町は、県と連携し、住民に対する防災意識の高揚を図る。

ア 住民個人が行う主な災害対策

(7) 防災に関する知識の取得

- a 天気予報や気象情報
- b 気象注警報、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- c 過去に発生した風水害被害状況
- d ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握

- e 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等
 - (f) 家族防災会議の開催
 - a 避難場所・経路の確認
 - b 非常持出品、備蓄品の選定
 - c 家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
 - d 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
 - (g) 非常用品等の準備、点検
 - a 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
 - b 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
 - c 土のう、スコップ、大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検
 - (h) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
 - (i) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用法等）
 - (k) 町、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
 - (k) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- (2) 企業、事業所等の対策
- ア 企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP※）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。
- イ 町は、県と連携し、アの取組に資する情報提供等を進める。さらに、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の周知、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。
- ※ 事業継続計画の概要

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

3 自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講ずるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

(2) 自主防災組織の対策

ア 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

イ 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習熟に努める。

ウ 防災知識の技術習得

町や県が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

エ 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等福祉関係者の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の整備、さらに災害時における救助・救護体制の確立に努める。

オ 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

(3) 自主防災組織の育成・強化

ア 組織化及び活性化の促進

町は、県と連携し、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。その際、「壬生町自主防災組織補助金交付要綱」による助成制度の周知及び当該制度の活用促進を図り、自主防災組織の活動を支援する。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行

い、自主防災組織活動の活性化を図る。

さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

- (ア) 自主防災組織への資機材の整備支援
- (イ) 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- (ウ) 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- (エ) 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- (オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

イ 商店会等の地域団体の活用

町は、自治会等のほか、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、県と連携し、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 団活性化総合計画の策定
- (2) 団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

5 婦人（女性）防火クラブの育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人（女性）防火クラブの育成・強化を推進する。

6 災害関係ボランティアの環境整備

(1) 一般ボランティア

町は、県と連携し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

ア ボランティア活動の環境整備

町、県及び社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (ア) ボランティアに係る広報の実施
- (イ) 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施

- (ウ) ボランティア団体の育成・支援
- (エ) 災害救援活動に係るマニュアルの策定

イ 行政とボランティア団体等との連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

- (7) 町地域防災計画上での社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記

7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防本部、警察署等の防災関係機関、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及び本章第3節「ボランティア活動支援計画」に定めるボランティア等との連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて、町地域防災計画に当該計画を位置付ける。

第3節 ボランティア活動支援計画

総務課 住民課 健康福祉課 農政課 建設課 都市計画課

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティア活動の環境整備

町は、県及び町社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (1) ボランティアに係る広報の実施
- (2) 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施
- (3) ボランティア団体の育成・支援

2 ボランティア団体等との連携

町及び県は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 町地域防災計画上での社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記
- (2) 各市町災害ボランティアセンター情報の集約と住民への情報提供方法の確立
- (3) ボランティア活動を支援する体制の構築

町は町社会福祉協議会と連携し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。

3 災害時ボランティアの活動内容

災害時ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

- (1) 専門ボランティア
 - ア 山地防災ヘルパー
 - イ 砂防ボランティア
 - ウ 農村災害復旧専門技術者
 - エ 被災宅地危険度判定士
 - オ 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソン
 - カ 災害復旧技術専門家

- キ 栃木県災害復旧技術アドバイザー
- (2) 一般ボランティア
 - ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
 - イ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
 - ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給
 - エ 軽易な応急・復旧作業
 - オ 災害時ボランティアの受入業務

第4節 防災訓練計画

総務課 学校教育課

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、災害発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、町は、総合防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

地域防災計画の検証や防災関係機関との連携強化、さらには防災意識の高揚を図るため、住民や防災関係機関、学校、事業所等の参加を得て、次のような内容を組み合わせた総合防災訓練を実施する。実施に当たっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、町は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

さらに、総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 土砂災害に係る避難訓練
- (5) 救出・救助訓練
- (6) 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- (7) 応急救護、応急医療訓練
- (8) ライフライン応急復旧訓練
- (9) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (10) 支援物資・緊急物資輸送訓練
- (11) ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- (12) 広域応援訓練
- (13) 避難行動要支援者避難支援訓練
- (14) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

2 通信訓練

町及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

3 非常招集訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、非常招集訓練を適宜実施する。

なお、訓練計画策定に当たっては、次の点に留意する。

(1) 平素における非常招集措置の整備

- ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- イ 招集の区分
- ウ 招集命令伝達、示達要領
- エ 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- オ 非常招集の業務分担、配置要領
- カ 待機命令の基準
- キ その他非常招集のために必要とする事務処理

(2) 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、無線放送、電報及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

(3) 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

(4) 点 検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善・是非の資料として、次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ 集合人員の確認点検
- エ その他必要事項の確認点検

4 消防訓練

町は、火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力する。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものに区分する。

(1) 消防機関が行うもの

- ア ポンプ操法
- イ 放水訓練
- ウ 礼式規律訓練
- エ 消防戦術
- オ 警備救助活動

(2) その他の消防団体が行うもの

- ア 通報訓練

- イ ポンプ操法
- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練

5 水防訓練

町は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して年1回以上水防訓練を実施する。

6 防災図上総合訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- (1) 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、参加者自身の体勢構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- (2) 実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- (3) 訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定等を考慮する。

7 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

自治会及び自主防災組織、事業所等は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊き出し訓練
- (6) 避難行動要支援者避難支援訓練 等

8 児童生徒等の防災訓練

各学校は、災害を想定した避難訓練を定期的実施し、児童生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

特に児童生徒等一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう、次のような教育を行うとともに、実践的な訓練の実施に努める。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 学校の立地条件、地域の危険箇所等に関する知識
- (3) 避難所、避難場所等に関する知識
- (4) 自衛意識に関する知識
- (5) 事後の対応

第5節 避難行動要支援者支援計画

総務課 健康福祉課 こども未来課 建設課

町は、県と連携し、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりに必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である避難行動要支援者は、本町においても年々増加しており、この傾向は今後も続くものと思われる。

平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では65歳以上の高齢者が約9割を占める状況（復興庁調査）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

2 地域における安全性の確保

町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な範囲において、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供する。

当該情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ、避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

(1) 町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画の中で、次

の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

ア 避難支援等関係者となる者

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

エ 名簿の更新に関する事項

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

カ 要配慮者の円滑な避難に必要な立退きの指示等を行うための通知又は警告の配慮

キ 避難支援等関係者の安全確保

ク その他必要事項

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項を名簿に掲載する。

なお、町における対象者は次のとおりとする。

(ア) 65歳以上ひとり暮らし高齢者

(イ) 65歳以上高齢者のみ世帯

(ウ) 身体障害者手帳所持者（1、2級）

(エ) 療育手帳所持者（A、A1、A2）

(オ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

また、上記避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて名簿を整備し、避難支援を行う。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、壬生町地域見守りチーム員、地域包括支援センター、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域

支援体制を整備する。

ア 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防本部、消防団、警察署、自治会、民生委員・児童委員、壬生町地域見守りチーム員、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、自主防災組織、女性防火クラブ、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有に当たっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

イ 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な範囲において、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を定める個別避難計画の作成に努める。

エ 防災知識の普及・啓発

町は、県と連携し、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(4) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、町は、自治会、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(5) 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の設置体制を整備する。なお、現在、福祉避難所として「保健福祉センター」、「しもつけ荘」、「グループホーム元気」、「せせらぎ会」が指定されている。

(6) 幼児対策

町は、県と連携し、保育園・幼稚園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

3 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

町は、県と連携し、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

町は、県と連携し、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、消防本部と連携して、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 非常災害に関する計画の作成

町は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

(3) 緊急連絡体制の確保

町は、社会福祉施設と協議し、災害時の情報連絡窓口について相互に確認・把握しておくなど、緊急連絡体制の確保に努める。

(4) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、県と連携し、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(5) 洪水浸水想定区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定め、浸水害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、県と連携し、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(6) 夜間体制の充実

町は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設については、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(7) 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、県と連携し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は、県と連携し、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

5 外国人に対する防災対策

(1) 外国人への防災知識の普及

町は、県と連携し、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJ I S規格のピクトグラムの共通化に努める。

(2) 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。

ア 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障を来すことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

イ 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

(3) 災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソンの確保

町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

(4) 災害時における外国人支援体制の整備

町は、県や（公財）栃木県国際交流協会から支援を受けながら、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備計画

総務課 建設課

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・飲料水・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

(1) 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。

なお、目標数量については、県の地震被害想定（第1編第5節「地震被害想定」参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

ア 現物備蓄の実施

次のような品目について、防災拠点に備蓄を行うよう努める。なお、備蓄にあたっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

- (ア) 食料：アルファ米、かゆ、ソフトパン等
- (イ) 飲料水：ペットボトル入り飲料水、給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等
- (ウ) 生活必需品：毛布、簡易トイレ等

イ 食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）

要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について、流通備蓄により災害時に必要な物資の調達体制を整備する。

- (ア) 食料：弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
- (イ) 飲料水：ペットボトル入り飲料水
- (ウ) 生活必需品：肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品等
- (エ) 光熱材料：灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電又は蓄電機能を有する車両等
- (オ) 要配慮者等用：特別用途食品、乳児ミルク、ほ乳びん、紙おむつ 等

※ 特別用途食品とは

難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルゲン除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

ウ 平常時における在庫品目、数量の把握等

- (7) 町は、総務課を備蓄の担当とし、各課・関係団体で保有している備蓄物資の台帳を作成し、その状況を常に把握し、有事の際にスムーズな提供ができるようにする。
- (8) 町は、協定先の平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。
- (9) 町は、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等、平常時から連携体制の強化を図る。

エ 燃料の確保対策

町は、災害時における燃料（車両用及び下水処理場・水道施設等の町施設使用分）の確保対策について、今後、ガソリンスタンド及び関係団体・事業所等と協議を行い、協力・支援体制の構築に努める。

(2) 住民の備蓄推進

ア 町は、県と連携し、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

イ 住民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品のほか、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

(3) 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、県と連携し、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

- (1) 資機材の調達体制については、民間企業等との応援協定を締結するなどして、災害時の調達先を確保する（資料13参照）。また、必要に応じて協定締結先等と協議し、連絡窓口、調達可能な物資等について確認する。
- (2) 資機材の備蓄にあたっては、「災害時における備蓄品の共同利用に関する協定」（資料13-3）等に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。
- (3) 防災用資機材の管理にあたっては、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。

4 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、県と連携し、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災

地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

5 輸送手段の確保体制の整備

町は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備する。

第7節 水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり計画

総務課 建設課 都市計画課

水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくりを推進するため、町は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開する。

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

町は、県と連携し、次の事業の実施を図る。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災の観点を考慮しつつ、町は防災指針を含めた立地適正化計画や都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の推進が必要である。

このため、町は、土地区画整理事業等を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを推進する。

ア 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を図るため、また、良好な市街地空間を形成し防災上の向上を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地の一体的な整備を促進する。

イ 街路事業

道路は、災害時の避難路や応急救助活動の緊急輸送路という役割だけでなく、火災発生

時の延焼遮断効果があるなど防災関係機関の応急活動にとって重要な役割を果たす機能を有している。

このため、町は、計画されている街路事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける。

ウ 都市公園

都市公園は地域住民の多様な余暇活動に対応し、住民の体力の向上と健全なレクリエーションの場としての役割を果たすとともに、災害時には避難場所、応急救助活動の基地となるなど防災上重要な施設である。

このため、町は、計画中の街区公園の整備を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

町は、県及び関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における応急対策の活動拠点となる「防災安全街区」の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第5節3(1)に準ずる。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) 道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

町は、県と連携し、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図る。

第8節 水防体制の整備計画

総務課 建設課

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、防ぎよし、災害の未然防止、軽減を図るためには、住民の協力が不可欠となることから、町は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

1 現況

本町においては、西境沿を思川、中央部を黒川、東境沿を姿川が流れている。平成10年には、台風第4号の影響による集中豪雨により、姿川の堤防決壊・黒川の洗掘や越水、家屋の床下浸水等が発生した。

現在は、河川の改修もほぼ終わっているが、さらに、河川等の改修整備事業の推進と道路、橋梁等の被害防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

2 水防管理団体等の義務

(1) 水防管理団体等の責務

ア 水防管理団体（町）は、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、水防管理者（町長）は、平常時から地域水防組織の整備に努める。また、近年、洪水のほか、雨水出水により現在の想定を超える浸水被害が各地で多発している。町では、洪水が発生した場合における浸水想定区域を指定しているが、同様に想定最大規模降雨による雨水出水に対する円滑かつ迅速な避難等のための措置を講ずるため、「雨水出水浸水想定区域」の指定に努める。

イ 住民、水防の現場にある者は、町長、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

ウ 消防団や水防管理者等が巡回する場合における安全策を講ずる。巡回する際は、定時連絡を密に行う。

(2) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

3 水防活動体制の整備

(1) 資機材等の整備

河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。（資料4－5）

(2) 水防訓練の実施

毎年出水期前に、関係機関と協力し1回以上の水防訓練を実施するとともに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

(3) 水防関係者の育成・強化

町は、平常時から水防関係者に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(4) 観測体制の強化

気象庁、国土交通省、県、町、消防本部等が設置している雨量計のデータを相互に活用する。

(5) 危険区域（箇所）の警戒巡視

日常から気象情報の的確な把握をし、異常降雨等により水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、次により町区域内の危険区域の警戒巡視を行う。

ア 実施期間

少なくとも年に1回以上行う。ただし、警戒が発令され、危険区域において、水害が発生するものと予想される場合は、臨機に措置を講ずる。

イ 人員配備

各担当課において事前に班編成を決めておく。

4 洪水浸水想定区域における対策

町は、指定されている洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。また、住民は危険を察知した場合、町や防災機関へ連絡するとともに、自主避難を行う。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(4) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

(5) 浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

(6) 浸水想定区域内に町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出がある場合は、その名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

さらに、町は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布しているが、その有効利用を進めるとともに、避難確保・浸水防止計画等の作成が義務づけられた浸水想定区域内の要配慮者利用施設、地下街等の所有者に対し、技術的な助言を行う。

5 歩行者用地下道冠水対策

最近の集中豪雨は、局所集中化・多発化の傾向にあり、ゲリラ豪雨による道路冠水対策を講

ずる必要がある。

町域には、アンダーパス構造となっている車道はないが、歩行者用の地下道が数箇所あることから、その安全性を確保するため、次の予防対策を実施する。

- (1) 冠水するおそれのある地下道について、洪水ハザードマップにその位置を掲載するとともに、各種広報を利用するなど、住民に対して注意を喚起する。
- (2) 地下道設備及び排水路を定期的に点検し、安全性を確保する。

第9節 農業関係災害予防計画

農政課

町、県、農地・農業用施設等の管理者は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して施設整備等の予防対策を実施する。

1 農地・農業用施設対策

土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県、町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

(1) 各施設の共通的な対策

ア 管理体制の整備

頭首工、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

イ 施設等の点検

平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(2) 用排水施設対策

頭首工、大規模排水機場等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

2 農業共同利用施設対策

農業協同組合、町等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

(1) 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、野菜集出荷施設、家畜繁殖施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

(2) 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

3 農業気象と技術対策

(1) 農作物の凍霜害予防対策

ア 気象条件と農作物の凍霜害

風もなく晴れた日の夜には放射冷却が強まり、地表に近いほど温度が下がるため、気温が4℃以下になると霜が降りる。4月中旬になると農作物の生育段階が耐寒性の最も弱い時期に達するため、農作物への被害が懸念される。

イ 農作物の凍霜害予防期間

農作物の凍霜害を未然に防ぐため、毎年4月1日から5月15日までを凍霜害予防期間とする。なお、状況により期間を延長する。

ウ 霜注意報広報及び伝達についての対応処置体制

町は、一般農家に対してNHK宇都宮放送局（FM）並びに栃木放送による凍霜害注意報の放送を聴取するよう十分な措置をとるとともに、放送を受信し、可能な手段方法（防災行政無線、広報車等）をもって、一般農家に広く迅速に必要な事項の伝達を行う。

(2) 暖候期における農作物気象災害予防対策

ア 暖候期における気象条件と農作物気象災害

暖候期における気象条件が農作物の生育、収量等に大きく影響し、場合によって農作物への被害が懸念される。

イ 暖候期予報に伴う技術対策指導の徹底

関東・甲信地方暖候期予報（毎年2月25日頃気象庁地球環境海洋部発表）に基づいて作成された県の技術対策資料を、町及び関係指導機関は、団体等に配布し、農家に気象変動に対応した栽培技術指導の徹底を図る。

ウ 「とちぎ農業防災メール」の登録と活用

町は、一般農家に対して気象災害による農業被害を未然に防ぐための技術対策情報がメール配信される「とちぎ農業防災メール」の登録を推進する。

第10節 情報・通信網の整備計画

総務課 総合政策課

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

1 本町の通信網の現況

本町において利用可能な通信網は、次のとおりである。

(1) 県防災行政ネットワーク

県、市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星回線を活用した県防災行政ネットワークが県により運用されている。また、ネットワークの整備に併せ、防災情報の画像による送信・受信システムが整備され、台風情報、地震情報、アメダス情報等の提供を受けることができる。

県防災行政ネットワークは、町内では町庁舎のほか、次の防災関係機関に整備されている。

ア 石橋地区消防組合

イ 獨協医科大学病院

(2) 町防災行政無線システム（同報系）

町では、平成24年度～平成26年度事業において、拡声子局による放送・メール配信・サイレンの吹鳴等の情報伝達手段を備えた防災行政無線システムを導入した。これにより、避難情報や防災情報等の一斉伝達が可能となった。また、Jアラートによる緊急地震速報等の緊急情報の伝達も可能となった。

今後は、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、発電機用燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信訓練を実施し、習熟に努める。

(3) 町移動無線

町は、移動系無線を保有している。現在は、主に町と消防団本部、及び消防団各分団の情報伝達の重要な手段として、活用している。

(4) 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るが、災害時には一般加入電話が集中し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、あらかじめNTTに災害時優先電話として登録してある。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

ア 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

イ 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(5) 携帯電話

ア 個人の所有する携帯電話を、休日・勤務時間外の緊急連絡手段として、また災害現場との連絡手段として位置付け、必要な整備を図っていく。

イ 町長及び幹部職員の携帯電話については、今後、前記(4)の災害時優先電話の指定を受けておく。

(6) 衛星携帯電話

今後、衛星携帯電話の導入について検討し、通信の確保に努める。

2 他機関の通信施設の利用

(1) 発信依頼機関

有線電話等が不通となり、県危機管理課と連絡が困難となった場合には、次の関係機関を中継して通信を確保することを、平素から周知しておく。

発 信 依 頼 局	着 信 局	そ の 他 の 発 信 依 頼 局
栃木警察署	県 警 察 本 部	獨協医科大学
石橋地区消防組合消防本部	県 危 機 管 理 課	
栃木土木事務所	県 危 機 管 理 課	

(2) 派遣連絡員の指定

上記発信依頼局までの有線電話等が不通の場合、返信の受領等を行う派遣連絡員をあらかじめ定めておく。

3 多様な通信手段の確保

ア 町は、豪雨時等の激しい雨等により屋外スピーカーの音声が住宅内部に届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、メール配信システム、携帯電話会社による緊急速報メール、CATV、テレビやインターネット等によるLアラート等の活用、災害時優先電話等輻輳（ふくそう）に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

イ 消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

ウ 災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合に、町災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ町内アマチュア無線局との協力体制の確立を図る。

第11節 避難体制の整備計画

総務課 健康福祉課

災害発生時に危険区域にいる住民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の設定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくするため、避難に関する知識を住民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、及び早期避難の重要性を住民に周知する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

町では、発生しうる災害の想定を踏まえ、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所として、**資料6-1、6-2**に掲げるとおり指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）を指定している。現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。

新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。

ア 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定する。

- (ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (イ) 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- (ウ) 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
- (エ) 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設において耐震性、耐火性が確保されていることに加え、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

(2) 指定避難所の指定

ア 町では、被災者が一定期間生活する場所として、**資料6-1、6-2**に掲げるとおり、指定避難所（以下「避難所」という。）を指定している。現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に報告するとともに、公示する。

イ 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定する。

- (7) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
- (4) 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
- (7) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (5) 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことにも留意すること。

- (7) 原則として地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (4) 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
- (7) 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
- (5) 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。なお、現在、福祉避難所として「保健福祉センター」、「しもつけ荘」、「せせらぎ会」及び「グループホーム元気」が指定されている。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に報告するとともに、受入対象者を特定の上、公示する。

イ 指定に当たっては、(2)に記載する避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定する。

- (7) 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
- (4) 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障がい者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意する。

<避難所整備にあたっての留意事項>

- ア 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な施設の整備に努めること。
- ウ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障がい者に対し

<p>ては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。</p> <p>エ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。</p> <p>オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、J I S規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。</p> <p>カ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活水の確保も検討すること。</p> <p>キ 要配慮者の避難状況に応じ、迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ク 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ケ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。</p> <p>コ 通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難所へ非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努めること。</p> <p>サ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。</p> <p>シ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。</p>

(5) 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

2 避難に関する知識の周知徹底

町は、県、警察と連携して、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

<避難に必要な知識と周知方法>

避難に必要な知識	周知方法
(1) 緊急避難場所の位置	(1) 自主防災組織を通じての周知
(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知

(3) 避難にあたっての注意事項	(3) ハザードマップの配布による周知
(4) 緊急避難場所への持出品	(4) 広報紙、インターネットによる周知
(5) 警戒レベルととるべき行動	(5) 避難訓練の実施
(6) 避難指示等の情報の意味	

3 避難実施・誘導體制の整備

(1) 避難基準の設定

町は、県から必要な助言等を受け、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を、国の避難指示等に関するガイドラインに示されている情報等により検討し、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じて、これを見直すよう努める。

(2) 避難指示等の伝達手段の整備

町は、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進する。また、町職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

(3) 避難誘導體制の確立

ア 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、石橋地区消防組合消防本部、栃木警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- (ア) 各地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- (イ) 地区の実態に応じて、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- (ウ) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- (エ) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- (オ) 水害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

イ 避難時に困難が生じると予想される者への対策

(ア) 避難行動要支援者対策

町は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター及び自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の

様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う（資料6-3参照）。

避難行動要支援者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設け、必要に応じ「要配慮者専用避難所（福祉避難所）」へ二次避難させる体制を整える。

必要に応じ民間の社会福祉施設を「民間福祉避難所」として活用できるよう協議を整えておく。

(イ) 帰宅困難者対策

第3編第1章第10節「避難体制の整備計画」の「1 帰宅困難者対策」に準ずる。

(ロ) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、石橋地区消防組合消防本部、栃木警察署と連携して、ホテル、スーパー、総合病院等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

4 避難所管理・運営体制の整備

(1) 避難所管理・運営体制の確認

町は、職員に対し、「壬生町避難所マニュアル」の周知を図るとともに、マニュアルに基づき避難所をスムーズに開設・運営できるように備える。また、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者等への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

(2) 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において、避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制をあらかじめ明確にしておく。

(3) 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、自主防災組織、NPO法人及びボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

(4) 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

(5) 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(6) 避難所の計画的整備

町は、地域の実情に応じた貯水槽、電話等の通信設備、食料・生活必需品等の備蓄等避難所設置に際しての計画的な整備に努める。

(7) 県外避難者受入対策

第3編第1章第10節「避難体制の整備計画」の「2 県外避難者受入対策」に準ずる。

第12節 消防・救急・救助体制の整備計画

総務課

大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、町、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制の整備充実を図る。

1 組織の充実強化

町及び石橋地区消防組合は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町及び石橋地区消防組合は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成に努める。

3 自主防災組織等地域住民の対策

(1) 自主防災対策の実施

住民は、災害時に自分が要救助者にならないため、身の回りの安全点検を行い、災害危険箇所の把握と改善に努めるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、避難路や避難場所等を確認するなど日ごろから身近な防災対策を行う。

(2) 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防本部、消防団、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等福祉関係者、自主防災組織、女性防火クラブの連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(3) 防災資機材の整備等

大規模災害発生時は、交通混乱等で救急隊の到着に時間を要することが予想されるため、次のとおり消火・救出に必要な資機材の整備等を行う。

ア 各地域の実情に応じた消火・救出・救護・避難誘導活動用資機材の整備

イ 消防機関等が実施する救命講習等の受講による応急手当に関する正しい知識や技術を習得

(4) 活動体制の整備

防災訓練等を通して、災害時の応急対策活動における自主防災組織等の活動、消防機関との連携のあり方の明確化と防災資機材の使用法の習熟を図る。

4 町、石橋地区消防組合の対策

町、石橋地区消防組合は、次のとおり救急・救助体制の整備を図る。

(1) 地域住民に対する防災意識の普及啓発

町、石橋地区消防組合は、避難訓練等の各種防災訓練や応急手当に関する講習会を開催するなどして地域住民の防災意識の普及啓発と消火器を使った初期消火や応急手当の習得等の自主救護力の向上を図る。

(2) 初動体制の確保

町、石橋地区消防組合は、災害発生時に一刻も早く現場到着する必要があることから、要員の情報連絡・参集体制の整備、充実を図る。

(3) 救急・救助体制の整備

ア 石橋地区消防組合は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめ、高度な救急・救助需要に対応できる隊員の養成を図るとともに、高規格救急車、救助工作車等の救急・救助車両や資機材の整備充実を図る。

イ 町は、自治会等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、石橋地区消防組合、壬生町消防団との防災訓練等を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

(4) 広域消防応援受入体制の整備

本町は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。災害時に当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておく。

また、石橋地区消防組合は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援隊の受入窓口の設置や活動計画等をあらかじめ定めておき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

(5) 医療機関との連携強化

石橋地区消防組合は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第13節 保健医療体制の整備計画

総務課 健康福祉課

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

1 保健医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

町は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ下都賀郡市医師会、壬生町医師会及び栃木県歯科医師会と救護班の編成や出動体制等について協議しておくとともに、災害発生時における患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から主旨を徹底し編成準備しておく。

なお、町内の医療機関は資料7-1のとおりである。

(2) 救護所の設置

ア 救護班が出動したときは、救護の利便及び被災傷病者保護の見地から、直ちに救護所を開設し、傷病者を収容治療することとなるが、状況により天幕・テント等をもって臨時又は移動式の救護所を設置する場合もあるため、町はそれに必要な資材をあらかじめ整備しておく。

イ 救護所の設置場所について、町長は、関係医療機関と連絡して、あらかじめ救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

(3) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 後方医療体制等の整備

町は、下都賀郡市医師会、壬生町医師会及び栃木県歯科医師会等医療関係機関と協定を締結するなど、相互の連携により後方医療体制の整備を図る。

救護所における救護班で対応できない重症患者については、獨協医科大学病院等の災害拠点病院へ搬送して医療救護を行うこととなるが、大規模災害により救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における町有車両の配車計画を策定しておく。また、状況によってヘリコプターの活用を図ることもあるため、県への消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法を習得しておく。

3 応援要請

町内の保健医療活動が医師・保健師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により十分に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1）に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 医療機関は、非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 医療機関は、年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 医療機関は、避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
- (5) 介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (6) 医療機関は、災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第14節 緊急輸送体制の整備計画

総務課 総合政策課 建設課 都市計画課

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、町は、県、警察、その他関係機関との連携のもと、災害に備えて緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送道路の指定

県、その他の道路管理者は、災害時の応急対策活動人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。緊急輸送道路に指定されている路線の区分、設定基準は次のとおりであり、防災拠点施設等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準	指 定 路 線
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路 	主要地方道宇都宮栃木線（全部）
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路 	国道352号（宇都宮栃木線交点～下野市との境まで）、主要地方道小山壬生線（壬生駅前～国道352号交点まで）、主要地方道羽生田上蒲生線（宇都宮栃木線交点～下野市との境まで）、一般県道笹原壬生線（小山壬生線交点～下野市との境まで）
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路 	国道352号（宇都宮栃木線交点～鹿沼市との境まで）、主要地方道小山壬生線（壬生駅前～栃木市との境まで）

2 陸上輸送体制の整備

(1) 道路管理者による輸送体制の整備

ア 道路・橋りょうの整備

町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 情報収集・連絡体制の整備

町は、県及びその他の道路管理者と連携し、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(2) 緊急輸送車両の確保

災害時の緊急輸送車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

ア 町保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

イ 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

ウ 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、町保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。

3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時に、道路が冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合あるいは空中消火に備えて、臨時離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定しておく。

(1) 臨時離着陸場の整備（資料5-1）

町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定しておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

4 物資集積所の整備等

町は、県と連携し、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握を行う。

5 関係機関との連携による輸送体制の強化

(1) 建設関係機関との連携体制

町は、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

(2) 物資輸送機関との連携体制

大規模な災害が発生した際には、支援物資が短時間のうちに大量に搬送されて集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。このため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、支援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、町は、県と連携し、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第15節 防災拠点の整備計画

総務課 都市計画課

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

1 活動拠点の指定

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、町の活動拠点として位置づけで整備する。

災害対策活動拠点

(1) 災害対策活動拠点	壬生町役場庁舎 (代替施設) 図書館・歴史民俗資料館
(2) 避難拠点	各指定避難所 (資料6-1・6-2)
(3) 広域物流拠点	道の駅みぶ (資料5-3)
(4) 物資集積拠点	壬生中学校・南犬飼中学校 (資料5-2)
(5) 消防活動拠点	各消防団詰所

2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

(1) 町災害対策本部機能の整備

町は、災害対策活動の第一線の拠点となる壬生町役場庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 停電時等における機能の確保

ア 町は、停電時にあっても町役場庁舎等の災害対策活動拠点の機能を確保するため、自家発電設備・蓄電池等の整備・充実を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

イ 町は、夜間・停電時における避難所への安全な誘導及び避難所の安心・安全を確保するため、投光器等の照明器具の整備・充実及び避難所施設等への配置を行う。

(3) 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点である庁舎には、必要に応じて次のような整備をしていくとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- ア 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- イ 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- ウ 県防災行政ネットワーク
- エ （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- オ 備蓄倉庫

3 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上果たす役割も大きいことから、延焼阻止機能を持つ樹木の植栽を推進し、また耐震性防火水槽の設置など防災機能の整備を促進していく。

4 防災機能を有するコミュニティセンターの整備

町は、コミュニティセンターについて、自主防災組織の活動拠点となる会議室や備蓄倉庫等の防災機能の整備を促進していく。

第16節 建築物災害予防計画

総務課 建設課 都市計画課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課

水害、台風・竜巻等風害時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、県及び施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講ずる。

1 一般建築物に対する予防対策

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うこととしており、町はこれに協力する。

(2) 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、町はこれに協力する。

(3) 地下空間浸水対策

町は、県と連携し、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 市街地再開発事業等の促進

町は、県と連携し、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」に基づく市街地再開発事業を促進する。

3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施する。

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- エ 避難先施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

(2) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでな

く、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引

4 石綿含有建材使用建築物への予防対策

(1) 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

町は、平時から県と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入・伝達体制を構築するよう努める。

(2) 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備

町は、平時から県と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整理するよう努める。

第17節 公共施設等災害予防計画

総務課 住民課 生活環境課 建設課 都市計画課 水道課 下水道課

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

1 輸送関係機関の対策

(1) 鉄道施設

東武鉄道(株)は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講ずる。

ア 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

イ 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

(2) ヘリポート施設

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

ア 構造物の整備

施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

イ 施設等の点検巡回

施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

2 ライフライン関係機関の対策

(1) 上水道施設

町は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

ア 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

イ 防災体制の編成

防災体制を編成するとともに、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

ウ 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置

し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

エ 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講ずる。

オ 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

カ 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

キ 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

ク 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

ケ 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

(2) 下水道施設・農業集落排水施設

ア 施設の整備

町は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

イ 危険箇所の改善

町は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 その他の公共施設の対策

(1) 廃棄物処理施設

町、処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

ア 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

イ 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

ウ 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーか

らの技術者の応援体制を含む。)を整備する。

エ 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

オ 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

4 事業者の予防対策

(1) 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)は、巡視・点検、施設の安全対策、要員及び資機材の確保、防災訓練の実施等の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設

災害発生時のガス供給の確保を図るため、ガス事業者は、施設の安全化対策、災害防止のための体制整備、防災関係機関との連携体制整備、災害発生時の措置に関する教育訓練、消費者に対する広報等の予防措置を講ずる。

第18節 危険物施設等災害予防計画

総務課

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

1 消防法上の危険物

(1) 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

(2) 消防本部が実施する対策

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- イ 災害時に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- ウ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- エ 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- オ 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - (ア) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- カ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- キ 化学消防自動車等の整備に努める。

2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施

設等の安全確保に努める。

(1) 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

(2) 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象とした関係団体の講習会のほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

(3) 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

3 LPガス

県及びLPガスの販売事業者、保安機関、充填事業者等（以下「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

(1) 販売事業者等が実施する対策

ア 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

(ア) 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落・流出防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

(イ) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

イ 販売事業者等の災害予防体制の強化

(ア) 従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。

(イ) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

(ウ) 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

(エ) 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

(2) 県が実施する対策

ア LPガスの販売事業、保安業務又は設備工事等に関する許認可及び立入検査等にあつては、災害による影響を十分に考慮した審査・指導を行う。

イ （一社）栃木県LPガス協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

4 高圧ガス

県及び高圧ガスの製造者、販売業者及び高圧ガスを貯蔵又は消費する者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

イ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会、(一社)栃木県LPガス協会からの応援体制や消防署、警察署等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

(2) 県が実施する対策

(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

5 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、下野農業協同組合壬生地区営農経済センターなど業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

(1) 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(2) 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

(3) 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(4) 講習会等の実施

毒物劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

(5) 連絡体制の整備

町、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

6 放射性物質

(1) 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 県・町・消防機関等の対策

ア 県、町及び消防本部は県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備

える。

イ 県、町、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

ウ 県及び町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。

エ 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に関して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握する。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

オ 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第19節 砂利採取場災害予防計画

商工観光課

風水害・雪害発生時の砂利採取場における災害を防止するため、町は県と連携し、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

県は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、砂利採取法に基づき、次の規制を行うこととしており、町はこれに協力する。

1 砂利の採取を行う者の登録

砂利の採取を行おうとする者に対し、知事の登録を指導する。

2 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利の採取に伴う災害の防止に関する職務を行う業務主任者の資格試験を実施する。

3 砂利採取計画の認可

災害防止のための方法等について、次の事項を明記した採取計画書を提出させ、遵守業務を課す。(河川区域については、河川管理者の認可となる。)

- (1) 砂利場の管理方法、除去した表土の処理方法、廃土石の処理方法
- (2) 地下水変動防止、粉じん防止、交通災害防止、ポンプアップ
- (3) 水切り装置及び水切り方法
- (4) 通行する運搬経路の維持管理のための方法
- (5) 埋め戻しの方法

4 指導、監督

緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、砂利採取場に対する指導、監督の強化を図る。

また、事業者による安全パトロールの実施等による自主災害防止体制の確立や災害防止に関する普及啓発を図る。

第20節 文教施設等災害予防対策計画

学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課

学校等は、水害、台風・竜巻等風害発生時の幼児・児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、学校における学校安全計画等の作成や児童・生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

1 公立学校の対策

(1) 学校安全計画等の作成

町内の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

《「学校安全計画」作成上の留意点》

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

ア 防災教育に関する事項

- ・学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習（探究）の時間における指導事項
- ・特別活動、部活動等における指導事項

イ 防災管理に関する事項

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・通学路の整備・点検

ウ 災害安全に関する組織活動

- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動

《「危機管理マニュアル」作成上の留意点》

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や

身体を守るための具体的な対応について検討する。

- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ・全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- ・家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

(2) 学校等の防災体制の確立

ア 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

イ 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

ウ 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講ずる。

(3) 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

町は、県と連携し、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

ア 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

(7) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

(i) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

a 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成

想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童・生徒等が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

b 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

(ウ) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

※ ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

イ 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

ウ 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、県と連携して、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修の充実に努める。

2 社会教育施設の対策

(1) 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実に努める。

《「施設危機管理計画」作成上の留意点》

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み、立案する。

ア 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

イ 災害に関する組織活動

- ・ 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・ 職員を対象とした防災に関する研修
- ・ 利用者に対する防災情報の提供

(2) 社会教育施設の防災体制の確立

ア 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続又は中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

イ 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの災害応急対策について検討するとともに、職員等に対する研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

ウ 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全確保、重要収蔵物の安全確保を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講ずる。

(3) 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災知識や避難方法等の習得のための機会の充実に努める。

ア 防災教育の充実

(7) 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

(4) 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

(7) 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会の充実に努める。

イ 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど、災害時に利用者等が安全に避難できるよう留意する。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や、専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。

ウ 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

3 文化財災害予防対策

町は、県と連携し、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識

の高揚を図る。

- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第21節 相互応援体制の整備計画

総務課

大規模災害時には、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

1 県と県内市町が一体となった応援体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、平常時から市長会及び町村会と連携して、県・市町が一体となった「チーム栃木」として被災市町を応援する体制の整備に努めることとしており、町はこれに協力する。

2 相互応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結等

防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

ア 連絡体制の確保

- (ア) 災害時における連絡担当部等の選定
- (イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

- (ア) 主な応援要請事項の選定
- (イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(2) 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行う。

(3) その他災害時相互応援協定の締結の推進

町は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

3 その他の応援体制

消防機関による大規模災害時の全国的な応援体制が次のように整備されており、災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き、受入れ体制等について整備を図る。

(1) 緊急消防援助隊の活用

消防組織法第44条及び第45条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等を、よ

り効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が登録され、応援を必要とする場合は知事に要請する。今後は、迅速な応援要請が実施できるよう、体制を整える。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

町は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域航空消防応援の活用

消防組織法第44条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、都道府県や市町村が保有するヘリコプターの応援を要請することができる。今後、ヘリコプターが効果的に活動できるよう、離着陸場等を確保するとともに、要請方法等について明確にしておく。

4 協定の締結状況

町は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、次のとおり協定を締結しているが、今後、県外市町村等との協定締結による広域応援体制の整備を推進するなど、更に強化を図る。

No.	協定の名称	協定締結先	資料番号
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県内の市町村	資料13-1 資料13-2
2	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、西方町、二宮町、芳賀町、高根沢町	資料13-3
3	石橋地区消防相互応援協定書	下野市、上三川町、石橋地区消防組合	資料13-4
4	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	協定参加都道府県市町村	資料13-5
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	資料13-14
6	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	栃木市、小山市、壬生町、野木町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県建設業協会下都賀支部	資料13-15
7	災害時相互応援に関する協定	宮城県多賀城市	資料13-16
8	壬生町及び忍野村の災害時相互応援に関する協定	山梨県忍野村	資料13-23
9	災害時における葛飾区と壬生町との相互応援に関する協定書	東京都葛飾区	
10	災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書	下野市	

11	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に関する個人情報の提供に関する覚書	栃木県	
12	災害時における相互応援に関する協定	静岡県南伊豆町	

5 民間業者等との連携

災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため、次のとおり民間業者等と協定を締結している。今後は、協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、民間業者との新たな協定の締結についても推進する。

No.	協定の名称	協定締結先	資料番号
1	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	資料13-6
2	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	(株)東武宇都宮百貨店 (株)福田屋百貨店	資料13-7
3	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	資料13-8
4	災害時の物資供給等に関する協定書	イオン(株)ジャスコみぶ店	資料13-9
5	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン(株)ジャスコみぶ店	資料13-10
6	災害時における壬生郵便局、壬生町間の協力に関する覚書	壬生郵便局	資料13-11
7	災害時における壬生町と壬生町建設業協同組合間の協力に関する覚書	壬生町建設業協同組合	資料13-12
8	防災及び災害に係る放送協定書	ケーブルテレビ(株)	資料13-13
9	災害時における物資提供等に関する協定	(株)ヤオハン	資料13-17
10	災害時における救援物資の提供に関する協定書	(株)カスミ	資料13-18
11		(株)カワチ薬品	資料13-19
12	災害時における飲料水等の提供に関する協定書	(株)ダイドードリンコサービス関東	資料13-21
13	災害時における物資提供等に関する協定書	(株)ヤオハン	資料13-22
14	災害時における物資提供等に関する協定書	ウエルシア薬局(株)	資料13-24
15	災害時における救援物資の提供に関する協定書	(株)伊藤園	資料13-25

16	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)とちぎテレビ・(株)栃木放送	資料13-26
17	災害時における救援物資の提供に関する協定書	(株)LIXILビバ	資料13-27
18	壬生町防災行政無線等の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	資料13-28
19	災害時の情報の収集・伝達に関する協定書	壬生アマチュア無線クラブ	資料13-29
20	災害時における物資提供等に関する協定書	(株)ヤマダ電機テックランド壬生店	資料13-30
21	災害時における物資提供等に関する協定書	(株)ヤマダ電機	資料13-31
22	災害時におけるLPガス供給等に関する協定書	一般社団法人栃木県LPガス協会栃木支部壬生協会	資料13-32
23	災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書	栃木県電気工事業工業組合	資料13-33
24	災害時の医療救護に関する協定書	壬生町医師会	資料13-34
25	広告付避難場所等の電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング(株)栃木総支社	資料13-35
26	災害時における入浴施設の使用に関する協定書	(株)アクトリー	資料13-36
27	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般財団法人下都賀歯科医師会壬生町部会	資料13-37
28	災害時の医療救護に関する協定	公益社団法人栃木県柔道整復師会	資料13-38
29	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	資料13-39
30	災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定書	白鳥昇一	資料13-40
31	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	栃木県トラック協会栃木支部	資料13-41
32	特定接種の接種体制に関する覚書	医療法人 健幸会 小倉医院	資料13-42
33	災害時における水道施設の応急措置及び復旧措置の協力に関する協定	壬生町管工事業協同組合	資料13-43
34	タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定書	壬生観光自動車(有)	
35	タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定書	壬生タクシー(有)	
36	タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定書	みどり交通(有)	

37	タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定書	野口タクシー(有)	
38	災害時における消防用水及び水防用砂の確保に関する協定書	大木生コン(株)	
39	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	栃木県建築士会栃木支部	
40	災害時における物資提供等に関する協定	八百半フードセンター壬生店	
41	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	
42	災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定	壬生自動車学校	
43	災害時における施設利用等の協力に関する協定	壬生自動車学校	
44	壬生町の防災力向上のための協力に関する協定	損害保険ジャパン(株)	
45	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	
46	災害時における一時避難所の提供及び入浴施設の使用に関する協定書	東武興業(株)	
47	危機発生時等の支援活動に関する協定書	壬生町商工会	
48	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	東日本三菱自動車販売(株)・三菱自動車販売(株)	
49	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	
50	壬生町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人壬生町社会福祉協議会	
51	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	
52	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン(株)壬生倉庫店	

6 受援体制の整備

町は、広域かつ著しく大規模な災害発生時において、4・5に掲げる協定等による応援を迅速かつ効果的に受けることができるようにするため、平常時において物資や資材等の供給などの受援手続、県による応援側との調整手続、防災拠点・離着陸場等の情報等を整理しておくなど、町の受援体制の整備を図る。

第22節 業務継続体制の整備計画

総務課 総合政策課

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

町は、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

1 業務継続計画の策定

町は、災害が発生した場合、本計画に定める災害応急対策活動を行う一方で、それ以外の町の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、町は、災害時に町の各部課等の機能が最短の期間で復旧できるようにし、被害の影響を最小限に抑えることを目的として、業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

2 データの保存及びバックアップ

- (1) 町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料及び当該施設の写真を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (2) 町は、住民基本台帳及び戸籍等の住民個人情報（デジタル）等の保存に当たって、媒体保管場所の分散化やクラウドサービスの活用等により、情報のバックアップシステムの構築を図る。

第23節 災害廃棄物等の処理体制の整備計画

生活環境課

東日本大震災、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

1 災害廃棄物等の処理体制の整備

(1) 町が実施する対策

町は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」を策定するなど平時の備えに努める。

(2) 処理業者が実施する対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

(3) 県が実施する対策

県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第1節 活動体制計画

全 部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

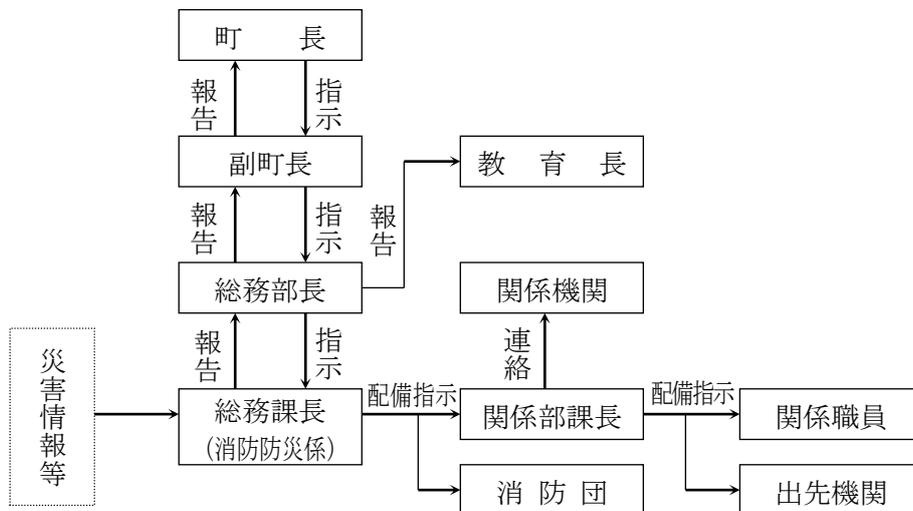
災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、別表1の区分に基づき、活動体制を確立する。

(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、別表2に掲げる標準動員表によるものとする。

なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

2 情報収集体制の確立

(1) 配備の指示

情報収集体制の実施責任者は、総務課長とする。総務課長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、情報収集体制を指示する。

ア 警報が発表されたとき（自動配備）

イ 集中豪雨や台風の接近時等警戒が必要なとき（総務課長判断）

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 総務課及び建設課は、気象情報、河川情報等を収集し、必要に応じて関係課に伝達する。

イ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

気象予警報が解除され、災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、総務課長は、準備配備を解除する。

3 壬生町災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 配備の指示

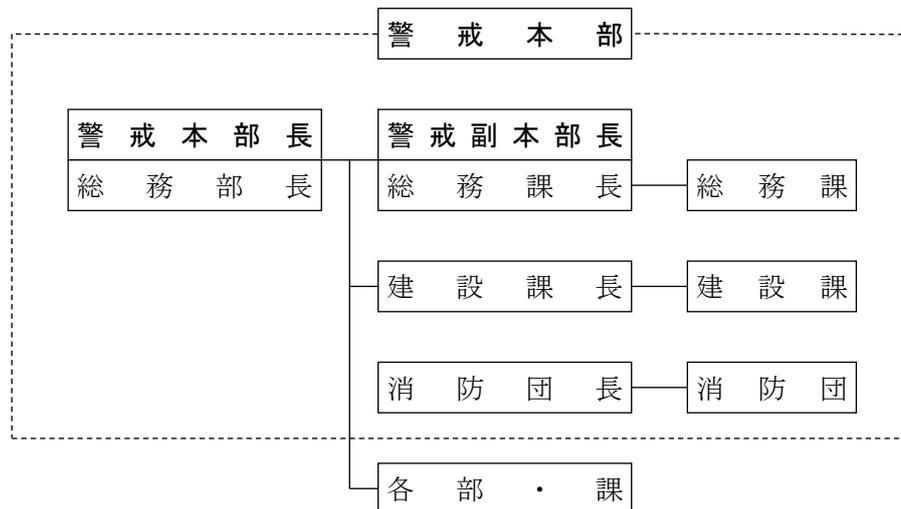
警戒配備体制の実施責任者は、総務部長とする。総務部長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、壬生町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア 黒川、姿川、思川の観測所で避難判断水位に達したとき（自動配備）

イ 局地的な災害が発生したとき、又は今後被害が拡大するおそれがあるとき（総務部長判断）

(2) 警戒本部の組織

総務部長を警戒本部長とし、総務課長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織については、次のとおりとする。



※警戒本部長の指示がある場合は、通常の行政組織体制により、災害応急活動に当たる。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、町役場庁舎（総務課）に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 警戒本部は、災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場

合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に当たる。

イ 総務課及び建設課は、消防団と連携し、気象情報、河川情報、町内各地の被害状況及び関係機関・団体等の活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

ウ 各課は、所管施設の被害状況を確認し、警戒本部長に報告する。また、警戒本部長から指示があった場合には、その指示内容に基づき、災害応急対策活動に当たるものとする。

(5) 警戒本部の解散

総務部長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

ウ 警戒本部の業務が終了したとき

4 壬生町災害対策本部の設置（非常配備体制の確立）

壬生町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、町長は壬生町災害対策本部条例（昭和44年条例第24号）（資料12-3）に基づき、壬生町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、町長が必要と認めるときとする。

ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき（自動配備）

イ 河川が氾濫し、周辺住民の避難が必要なとき（自動配備）

ウ 気象特別警報が発表されたとき（自動配備）

エ 町内で大災害が発生したとき、又は発生するおそれが極めて高いと予想されるとき（町長判断）

(2) 解散の基準

町長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したとき

イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務部長

第3順位 総務課長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、防災センターに置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

順位	名称	所在地	電話番号
第1位	図書館	本丸一丁目8番33号	0282-82-8543
第2位	歴史民俗資料館		0282-82-8544

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「壬生町災害対策本部」と表示した標識を防災センター正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織（別表3参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（各部長・教育次長・会計管理者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員等を指揮監督する。

(4) 本部員（消防団長）

消防団長は、町と消防団の災害時の活動について調整し、またそれらについて本部長へ助言する。

(5) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

(7) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(4) 各部の部長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。（総務部長不在の場合は、総務課長に申し出るものとする。）

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(6) 対策部及び班

本部における対策部及び班の組織は別表3のとおりとし、各対策部及び班の事務分担については、別表4のとおりとする。

(7) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

ア 現地本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(2)・(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に基づき、次の6要素について定めておく。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

別表1 風水害時の配備体制

名称	配備基準	各体制の構成	責任者 意思決定者	権限・役割	活動内容
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 警報が発表されたとき（自動配備） 集中豪雨や台風の接近時等警戒が必要なとき（総務課長判断） 	消防防災係、土木係	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、連絡体制の確保 	主に状況の把握と各対策部、関係団体と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備体制に速やかに移行できるよう連絡体制を確立する。
警戒配備体制 （災害警戒本部の立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 黒川、姿川、思川の観測所で避難判断水位に達したとき（自動配備） 局地的な災害が発生したとき、又は今後被害が拡大するおそれがあるとき（総務部長判断） 	総務部長、総務課、建設課、消防団長（本部会議なし）	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 各部へ情報収集・応急対策の指示 非常配備の可能性があるときは、事前に全職員へ準備の連絡をする。 避難所の開錠 高齢者等避難、避難指示等発令の準備・検討（発令は町長の権限） 	<p>総務課、建設課は消防団等と連携し、町内の被害情報の収集にあたる。各課も所管施設の被害状況を確認する。</p> <p>局地的な災害に対し対応できる体制とする。</p> <p>※ 災害警戒本部の設置</p>
非常配備体制 （災害対策本部の立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき（自動配備） 河川が氾濫し、周辺住民の避難が必要なとき（自動配備） 気象特別警報が発表されたとき（自動配備） 町内で大災害が発生したとき、又は発生するおそれが極めて高いと予想されるとき（町長判断） 	全職員、消防団長（本部会議あり）	町長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の基本的な事項について協議（本部会議） 避難所開設・運営の指示（本部会議） 配備体制・人員の調整（本部会議） 情報の分析と方針の決定（本部会議） 外部への応援要請の決定（本部会議） 高齢者等避難、避難指示等の発令（町長の権限） <p>※ 本部会議とは、町長&副町長&部長以上の職員で構成する災害対策本部の意思決定機関</p>	<p>大規模な災害に対し、全職員をもって対応にあたる体制とする。</p> <p>※ 災害対策本部の設置</p>

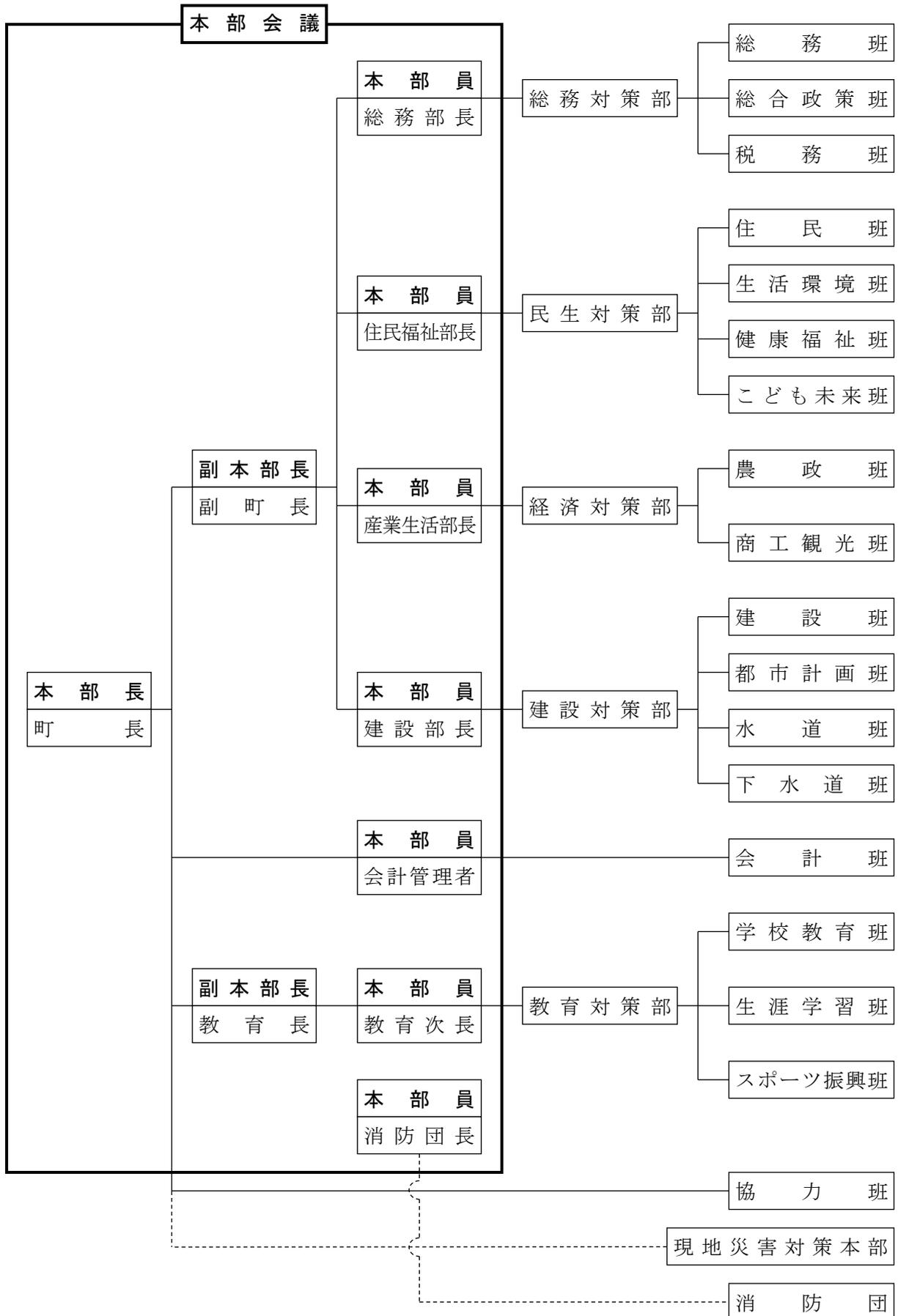
別表2 標準動員表

部	班	課	情報収集体制	警戒配備体制	非常配備体制
総務対策部	総務班	総務課	消防防災係	◎	◎
	総合政策班	総合政策課		△	◎
	税務班	税務課		△	◎
民生対策部	住民班	住民課		△	◎
	生活環境班	生活環境課		△	◎
	健康福祉班	健康福祉課		△	◎
	こども未来班	こども未来課		△	◎
経済対策部	農政班	農政課		△	◎
	商工観光班	商工観光課		△	◎
建設対策部	建設班	建設課	土木係	◎	◎
	都市計画班	都市計画課	△	△	◎
	水道班	水道課		△	◎
	下水道班	下水道課		△	◎
(会計管理者)	会計班	会計課		△	◎
教育対策部	学校教育班	学校教育課		△	◎
	生涯学習班	生涯学習課		△	◎
	スポーツ振興班	スポーツ振興課		△	◎
(本部長(町長)直轄)	協力班	議会事務局		△	◎
		監査委員事務局		△	◎
		農業委員会事務局		△	◎

◎：全職員 △：必要に応じて班長の指示で参集する

※ この動員表は標準的なものであり、災害の状況に応じて部課の枠にとらわれずに柔軟に対応すること。

別表3 災害対策本部組織図



別表4 災害対策本部各対策部の事務分掌

- 本表は、それぞれの災害応急対策業務に係る担当課（責任の所在）を定めたものであるが、災害発生時には部・課という枠にとらわれず、全庁で協力して実施する。
- 業務遂行に必要な人員が不足する課がある場合には、本部会議において調整し、その負担を分散する。
- 本表に定める事務分掌は、標準的なものを記載しているが、今後、業務継続計画（BCP）や災害応急対策に係る詳細なマニュアル等を定めたときには、それによる。

対策部 (◎対策部長)	班 (○班長)	事 務 分 掌
本部会議 ◎町長		1 災害対策の方針に係る協議・決定に関する事 2 避難所の開設の決定と各対策部への指示に関する事 3 職員の配備と対策部間の人員の調整に関する事 4 消防団等防災関係団体との連絡・調整に関する事 5 県及び他市町村に対する職員派遣要請に関する事 6 国及び関係機関に対する協力要請に関する事 7 自衛隊の災害派遣要請に関する事 8 高齢者等避難・避難指示の発令に関する事 9 義援金給付額の決定に関する事
総務対策部 ◎総務部長	総務班 ○総務課長	1 本部会議の事務に関する事 2 各対策部間の連絡調整に関する事 3 災害情報の集計及び伝達、報告に関する事 4 災害見舞視察者に関する事 5 災害対策のための労働者の確保に関する事 6 庁舎内の通信施設の確保に関する事 7 災害対策に必要な車両の配車に関する事 8 災害関係文書の収発受に関する事 9 消防団に関する事 10 消防組合との連絡に関する事 11 警察等との連絡調整に関する事 12 自主防災団体との連絡調整に関する事 13 防災行政無線システムに関する事 14 備蓄に関する事
	総合政策班 ○総合政策課長	1 記録の編集、保存に関する事 2 災害対策の予算及び資金に関する事 3 報道関係機関との連絡に関する事 4 災害に関する情報等の広報に関する事

	税務班 ○税務課長	1 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事 2 資産税関係被害の調査、報告に関する事 3 り災証明書発行時の被害調査に関する事
民生対策部 ◎住民福祉部長	住民班 ○住民課長	1 り災証明書、その他の証明書の発行に関する事 2 災害時の埋火葬の許可に関する事 3 被災者の身元調査及び照会に関する事 4 行方不明者の届出に関する事 5 災害時における国民健康保険に関する事 6 被災者に対する国民年金保険料の免除等に関する事
	健康福祉班 ○健康福祉課長	1 災害救助法の適用及び応急公用負担に関する事 2 被災者の支援に関する事 3 弔慰金の支払いに関する事 4 義援金の支払いに関する事 5 要配慮者の支援に関する事 6 被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与に関する事 7 災害時の感染症発生の予防及び防疫に関する事 8 災害時の医療に関する事 9 災害時における介護保険に関する事 10 ボランティアに関する事
	こども未来班 ○こども未来課長	1 保育園児、幼稚園児、放課後児童クラブ児童等の避難に関する事 2 災害時の妊産婦及び乳幼児の支援に関する事
経済対策部 ◎産業生活部長	農政班 ○農政課長	1 農作物、家畜及び農地・農業施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 災害時の死亡獣畜処理に関する事 3 病虫害の発生予防及び防疫に関する事 4 被害農家の被害融資及び営農指導に関する事
	生活環境班 ○生活環境課長	1 災害による公害対策に関する事 2 災害時の廃棄物に関する事
	商工観光班 ○商工観光課長	1 食品、被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事 2 被災商工業者に対する金融に関する事
建設対策部 ◎建設部長	建設班 ○建設課長	1 災害対策に必要な資材等の調達に関する事 2 仮設住宅に関する事 3 公営住宅の一時的提供に関する事 4 災害対策に必要な用地の確保に関する事 5 土木施設の災害対策及び応急修理に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 6 土木施設の危険箇所及び迂回路等の公示並びに表示に関する事 7 水防に関する事
	都市計画班 ○都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災宅地危険度判定に関する事 2 震災建築物応急危険度判定に関する事
	水道班 ○水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事 2 飲料水の備蓄に関する事
	下水道班 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 他の対策部の応援に関する事
(会計管理者)	会計班 ○会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援物資に関する事 2 災害対策に関する出納及び決算に関する事 3 義援金の出納及び保管に関する事
教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ○学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急教育に関する事 2 児童生徒の避難に関する事 3 災害時の学校教育に関する事 4 災害時の学校給食に関する事
	生涯学習班 ○生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に協力する社会教育関係団体等との連絡調整に関する事
	スポーツ振興班 ○スポーツ振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 他の対策部の応援に関する事
(本部長(町長)直轄)	協力班 ○議会事務局長 ○監査委員事務局長 ○農業委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡調整に関する事 2 他の対策部の応援に関する事
本部会議の指示のもと、全班で協力して行う業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営に関する事 2 炊き出しに関する事 3 義援物資の保管・配布に関する事 4 行方不明者の捜索に関する事 5 その他必要な業務に関する事

第2節 災害情報の収集・伝達計画

全 部

気象予警報、水防警報等を、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告する。

1 情報収集・伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

また、必要に応じて国（国土交通省ほか）の情報連絡員の受入れ等により、国との連絡強化を図る。

(1) 初動体制の確立

町は、あらかじめ定めてある初動マニュアルに基づき、勤務時間外等にあっても職員を迅速に町役場庁舎に参集させ、初動体制を確立する。

(2) 県防災行政ネットワークの活用

県防災行政ネットワークの気象情報配信システム等を活用し、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

なお、気象予警報等の伝達については、本章第1節「活動体制計画」1の(3)「配備指示の伝達系統」に従って行う。

(3) 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対して携帯電話を配備し、防災メール・職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

2 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町又は警察に通報する。

(2) 町、警察の処置

ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた町は、被害状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

3 災害情報収集・伝達系統

(1) 防災気象情報の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、災害の起こるおそれのある場合において、宇都宮地方気象台が防災関係機関並びに一般の注意・警戒を促すために発表する。その

種類及び基準は次のとおりである。

ア 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考 雨に関する壬生町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：367mm 3時間降水量：143mm 土壌雨量指数：224)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (宇都宮) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：31cm (※) 既往最深積雪深：32cm)

〔注〕発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。なお、50年に一度の積雪深 (※) については、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したものである。

イ 警報・注意報発表基準

警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表する。	避難情報など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表する。	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。

(令和3年6月8日現在)
 (発表官署 宇都宮地方気象台)

壬生町	府県予報区	栃木県
	一次細分区域	南部
	市町等をまとめた地域	南西部

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—	
	洪水		流域雨量指数基準	恵川流域=10.7	
			複合基準*1	思川流域=(12、44.9)、黒川流域=(8、31.1)	
			指定河川洪水予報による基準	思川[保橋・観晃橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10	
			土壌雨量指数基準	146	
	洪水		流域雨量指数基準	恵川流域=8.5	
			複合基準*1	思川流域=(7、36)、黒川流域=(8、21)、姿川流域=(9、15)、恵川流域=(9、6.8)	
			指定河川洪水予報による基準	思川[保橋・観晃橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上		
	低温		夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2		
霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

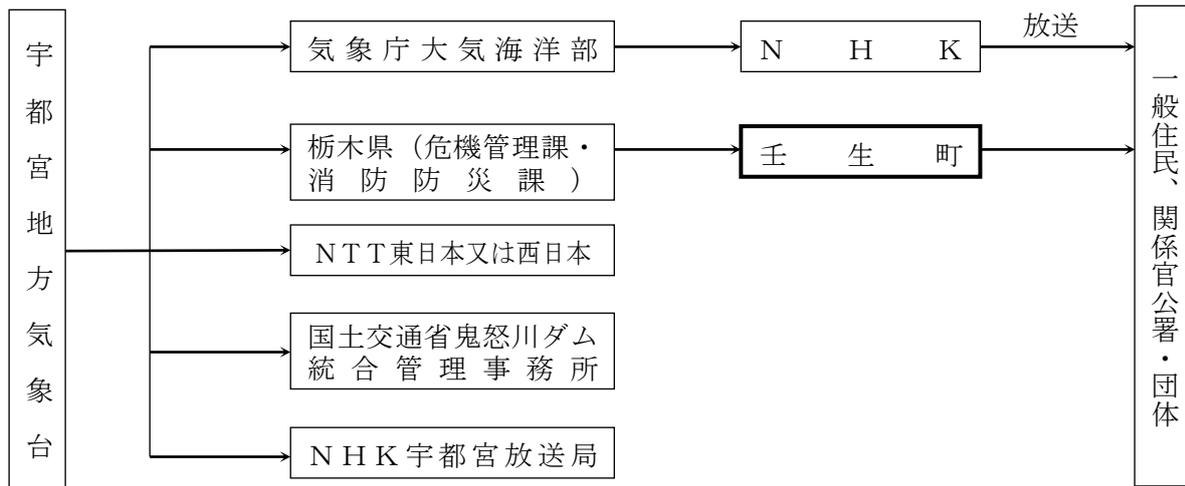
*2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス) の値。

ウ その他主な防災気象情報

防災気象情報	概 要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) (大雨に関する情報／台風に関する情報 等)	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。懸念される災害についての注意も喚起する。	台風など大規模で顕著な現象の場合は、2、3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表する。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することは困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観測と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間(注意が必要な期間)は、発表してから1時間である。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページの「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様を注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に土砂災害へのより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に発表する。	町長の防災活動や住民等への避難指示等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用できるよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しない、まれな大雨(1時間雨量110mm以上)となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表する。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。

(2) 気象予警報の伝達系統

気象注意報・警報の伝達系統は、次のとおりである。



(3) 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川（思川、姿川、黒川）について、栃木県と宇都宮地方気象台が共同し、洪水のおそれがある状況を水位又は流量を示して発表する。

なお、洪水予報及び伝達系統は、資料4-3のとおりである。

洪水予報の種類及び発表基準

洪水の危険レベル	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準
レベル2	洪水注意報 〔〇〇川氾濫注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル3	洪水警報 〔〇〇川氾濫警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル4	洪水警報 〔〇〇川氾濫危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。
レベル5	洪水警報 〔〇〇川氾濫発生情報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。

(4) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の最先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防の必要がある状況を発表する（ただし、緊急の場合は土木事務所長が発表し、知事に報告する）。

なお、水防警報及び伝達系統は、資料4-3のとおりである。

水防警報の内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	<p>1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 または、水位、流量等其他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。</p>	<p>水位、流量等其他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

(5) 町における措置

ア 町は、県からの通報あるいはラジオ、テレビ放送等によって注意報、警報等を知ったときは、次の方法から、必要に応じて関係団体、住民に通知する。

- (7) 防災行政無線
- (イ) 広報車
- (ロ) 消防団、自治会長を通じた戸別伝達
- (エ) サイレン
- (オ) 町ホームページ
- (カ) メール配信

なお、特別警報が発表されたときは上記の伝達方法を含むあらゆる手段を用いて直ちに通知する。

イ 町は、警報等の発令に伴い、その対策を講ずる必要があるときは、警報等の通知に併せて、防災資機材の準備に努める。

4 被害状況等の情報収集

(1) 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- イ 降雨、降雪、河川水位の状況
- ウ 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- エ 家畜、建物、農地、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- オ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- カ 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設) 児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域包括支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- キ 消防、水防等の応急措置の状況
- ク 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- ケ 衛生環境、疫病発生の状況、その救護措置の要否
- コ 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- サ その他法令に定めがある事項

(2) 町の情報収集等

ア 町は、災害時優先電話等の活用、職員の巡回、消防団、自主防災組織等からの情報収集等により、災害発生直後の町内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

イ 町は、資料13-14の協定に基づき、国土交通省関東地方整備局との情報交換を行う。その際、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

(3) 報告及び収集の実施者

ア 町は、調査した管内の確実な被害状況をとりまとめるとともに、被害の大小にかかわらず、それを県に報告する。その際、町本部において実施し、又は実施しようとしている災

害応急対策の状況をあわせて報告する。

イ 報告内容については、警察等関係機関と連絡をとる。

ウ 被害状況等の報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

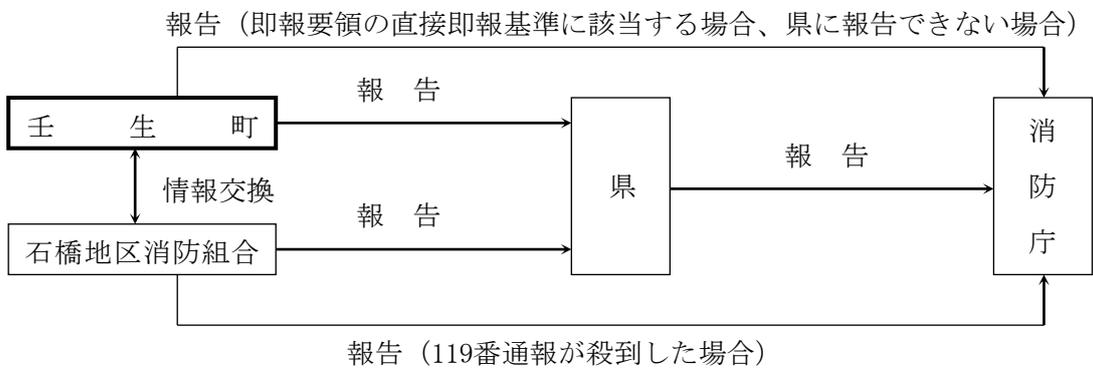
調査項目	担当課
人的被害	住民課・生活環境課
住家被害	税務課・都市計画課
公共建物被害	総務課
文教施設被害	教育委員会
農林・畜産及び農林業施設被害	農政課
公共土木施設被害	建設課
上下水道及び農業集落排水施設被害	水道課・下水道課
商工関係被害	商工観光課
医療施設被害	健康福祉課
福祉施設被害	健康福祉課・こども未来課
火災被害	総務課
町営住宅被害	建設課

5 情報の報告

- (1) 町、石橋地区消防組合は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。報告に際し、町は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図る。
- (2) 災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。
- (3) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。
- (4) 即報基準は、「即報基準一覧」（資料11-2）のとおりである。
- (5) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

報 告 先

国の報告先	勤務時間内 (9:30~18:30) 消防庁 応急対策室	NTT回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-43425 FAX 発信特番-048-500-90-49033
	勤務時間外 消防庁宿直室	NTT回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036
県の報告先	危機管理課	NTT回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 県防災行政ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146



第3節 通信運用計画

総務班 総合政策班

災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、県防災行政ネットワークや関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、通信の確保を図る。

1 情報通信手段の機能確保等

- (1) 町は、災害発生後、直ちに防災行政無線及び移動無線等の情報通信手段の機能確認を行う。また、支障を生じた施設がある場合、その復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に配置する。
- (2) 町は、役場庁舎と町内各地の防災拠点施設との通信手段を確保するため、有線電話のほかに、移動無線の適正配置等に努める。

2 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本町の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

3 公衆電気通信施設

災害時には電話が著しく集中し、かかりにくくなることが予想されるので、町は、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等、優先的な発信専用として利用できるよう措置しておくものとする。

4 警察通信設備の優先利用

町は、他の通信手段が使用できない場合には、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号の規定による非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文は本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合

は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、町は、非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておくものとする。

(5) 非常通信の経路

ア 町は、県との有線電話等が不通となった場合、警察や消防、県出先機関等を中継して通信を行う。本町の主な発信依頼局は、次表のとおりである。

	発信依頼局	着信無線局	伝送経路	その他の発信依頼局
壬 生 町	栃木警察署（移）	県 警 察 本 部	直 接	石橋地区消防組合消防本部（移）
	栃木土木事務所（移）	県危機管理課	〃	獨協医科大学

イ 町は、発信依頼局までの有線電話等が不通の場合、返信の受領等のため連絡員を派遣しておく。

6 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

7 その他の通信手段の活用

本町では、携帯電話等の活用を積極的に検討し、より有効な災害時通信体制の構築を目指すものとする。

第4節 災害拡大防止活動計画

総務班 建設班

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、倒木等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 監視、警戒

- (1) 町は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防本部と連携し、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

ア 警戒段階

- (ア) 降雨量等の気象情報
- (イ) 河川の水位、流量等の変化
- (ウ) 河川の災害危険箇所状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他災害の抑止に必要な事項

イ 災害発生初期

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 家屋等建物の被害状況
- (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
- (エ) 避難の必要の有無、避難の状況
- (オ) 道路、交通機関の被害状況
- (カ) 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- (キ) 119番通報の殺到状況
- (ク) その他災害の応急対策活動に必要な事項

- (2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたとときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- ア 堤防の水があふれる状況
- イ 堤防の亀裂、崩壊
- ウ 水門、樋門等の漏水、扉の締まり具合
- エ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団、消防本部に出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講ずる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、消防団長、消防長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 消防団の非常配備

ア 町長は、消防団が非常配備体制をとるための指令を、次の場合に発する。

- (ア) 町長が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 非常配備の体制

消防団の非常配備について、町長はあらかじめ水防計画を作成し、その体制を整備しておく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団長は、消防団の連絡員を本部に詰めさせ、情報を把握することに努め、また、一般団員を直ちに次の段階に入ることができるような状態におく。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次による。

- a 消防団長及び団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、直ちにあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階で出動を行うかは、町長が担当区域の危険度に適合するよう定める。

第1次出動	水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。
第2次出動	水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。
第3次出動	水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に低下したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

町長は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

3 風倒木等対策

町は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、管理する道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

第5節 相互応援協力・派遣要請計画

総務班 協力班

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、被災市区町村応援職員確保調整本部、県、他市町に対し、迅速・的確な応援要請を行う。また、県を通じて自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

1 市町間の相互応援協力（資料13参照）

町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、町が応援要請を受けた場合は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、災害が発生した際において、応急措置を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 近隣市町等との相互応援協定

町及び石橋地区消防組合は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。

町及び石橋地区消防組合は、災害時には協定に基づき応援を要請する。

(3) 県への応援要請

町は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 県の応援協力

県は、町からの応援要請に応じて、又は町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と県内市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

(1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

- イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

5 自衛隊派遣要請

(1) 派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。

(2) 事務手続

総務対策部において次により行う。

ア 要請窓口

(ア) 県

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市埴田1-1-20	(028) 623-2136 (夜間可)	98-500-2136

(イ) 陸上自衛隊第12特科隊

担当科	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
第3科	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 (内線235～239)	98-702-02 98-702-05

イ 災害派遣要請の依頼方法

町長は、知事（危機管理課）に対して派遣に必要な事項を所定の様式をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、かつ知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区分	活動内容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 （消火剤等は、県が提供する物を使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修

繕費

- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (ロ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、知事に対して撤収要請を依頼する。

6 消防本部、警察との連携

災害応急対策活動にあたって、迅速、的確に救出・救助活動が行えるよう、町は消防本部、警察と連絡を徹底するなど連携して取り組む。

7 ライフライン関係機関との連携

- (1) 災害によりライフラインに被害が生じた場合には、住民生活に多大な影響を与えるため、町は、ライフラインの迅速な復旧が図れるよう、ライフライン関係機関との連携に努める。
- (2) 通行止め箇所等に関する情報の把握・引継ぎを行うため、県、土木事務所、警察及び建設業組合等との連絡システムを強化するとともに、行動計画を確認する。

第6節 災害救助法の適用計画

健康福祉班

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

(1) 住家等への被害が生じた場合

- ア 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（本町は60世帯）以上のとき。（1号基準）
- イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1（本町は30世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- ウ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- エ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - (ア) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - (イ) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

- ア 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
 - (ア) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (イ) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - (ウ) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町の人口（直近の国勢調査の人口）		滅失世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上	50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上	100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上	300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上		150世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

※ 令和2年国勢調査による壬生町の人口は39,474人である。

2 被害の認定基準

被害の認定は、法適用の判断の基礎材料となるばかりでなく、救助の実施にあたりその種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであり、認定にあたっては、次表の認定基準により適正に行う。

種 別	内 容
① 住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であつたり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家に入れる。
② 世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する。
③ 死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
④ 行方不明者	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

⑤ 負傷 (重傷) (軽傷)	災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥ 全壊(焼) 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもをいう。
⑦ 半壊(焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
⑧ 床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のもをいう。
⑨ 床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
⑩ 一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

(注)

- (1) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (2) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町は、関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 県は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 県は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接内閣府に対して情報提供を行う。
- (7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び町長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 遺体の捜索
- (13) 遺体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費

5 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び町は、次により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、次の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。

- ア 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
- イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

第7節 避難対策計画

総務班 総合政策班 健康福祉班 商工観光班 都市計画班
 学校教育班 生涯学習班 スポーツ振興班 協力班

災害時における人的被害を軽減するため、町は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

1 実施体制

町長は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」（以下「避難指示等」という。）の発令及び警戒区域の設定を行う。また、緊急な支援が必要と判断した場合、県へ応援を要請する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が避難指示等を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

2 避難指示等

(1) 避難指示等の種類

町長は、災害時に地域住民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための指示を行い、速やかに知事に報告する。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町長は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

	想されるとき	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての対象地域の居住者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき ○近隣で浸水が拡大したとき ○排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき 	○全ての対象地域の居住者等は、計画された避難所等への避難行動を速やかに開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○すでに災害が発生しているとき ○災害が切迫している状況で安全に立退き避難することが難しいとき 	○ただちに身の安全を確保する行動をとる

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 避難指示等の発令

避難指示等は、マニュアルに基づき、気象予警報、降水量、河川の水位及び周囲の状況等から判断し、必要な範囲の住民に対して行う。

町長は、災害対策基本法に基づく避難について、国、県からの情報、助言を活用し、また、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択し、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所

での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(3) 避難指示等の内容

町長等は、次の事項を明示して避難指示等を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

(4) 避難指示等の実施者

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条第1項・第2項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき

避難の指示	町長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立退きの指示、立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立退きの指示、立退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条第1項・第2項)	立退きの指示、立退き先の指示	町長が立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条第1項)	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる
緊急安全確保措置の指示	町長 (災害対策基本法第60条第3項)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 (災害対策基本法第61条第1項)	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

ア 警戒区域の設定の種類は、次の表のとおりである。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(ア)	町 長 (災害対策基本法第63条第1項)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(イ)	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条第1項)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(ロ)	消防吏員、消防団員 (消防法第28条第1項、第36条)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(ハ)	警 察 官 (災害対策基本法第63条第2項 他)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(ア)～(ロ)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(ニ)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法第63条第3項)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(ア)、(ハ)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

イ 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

4 避難指示等の周知・誘導

(1) 高齢者等避難

町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

(2) 住民への周知

避難指示等の実施は、住民に対し、最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、自治会、民生委員・児童委員、壬生町地域見守りチーム員、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実に伝達する。

ア 避難指示等の伝達方法

- (ア) 防災行政無線による放送
- (イ) メール配信システム
- (ウ) サイレンの吹鳴、打鐘
- (エ) 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達
- (オ) 広報車による伝達
- (カ) テレビ・ラジオ等の報道機関の利用

イ 避難に際しての注意事項

- (ア) 火の元、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切って避難すること。
- (イ) 安全に避難することを第一の目的とし、過重な物品の携行はしないこと。
 - a 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行
 - b 非常食などには、できるだけ水を必要としないレトルト食品や缶詰を用意
 - c 身分証の類の携行
- (ウ) 服装は、動きやすいものとする。
 - a 軍手、丈夫な靴、長袖、長ズボン、帽子（できればヘルメット、防災頭巾）の着用
 - b 必要に応じ防寒具、雨具の用意
- (2) 県、関係市町への報告

町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県及び関係市町に報告する。

(3) 避難の誘導

ア 住民の誘導

- (ア) 避難にあたっては、自主防災組織等が主体となって、自らがあらかじめ定める一時集合場所（地域の公民館等）に地域住民が集まり、災害の状況を確認しながら避難所へ移動するなど、できるだけ集団避難を行う。その際、自主防災組織等において一時集合場所の安全性を十分確認する。
- (イ) 町は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、消防団、自主防災組織等の協力を確保するとともに、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

イ 帰宅困難者の誘導

町は、帰宅困難者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

(4) 案内標識の設置

町は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。

5 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

ア 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するため、避難所を開設する。

イ 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める（資料6-1参照）。

ウ 避難行動要支援者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース」を設けるなどして避難行動要支援者を収容し、必要に応じ福祉避難所「保健福祉センター」のほか、管理者の同意を得て一般の避難施設とは別の介護等の支援機能を備えた福祉施設等（資料6-3）に受け入れる。また、必要に応じ「民間福祉避難所」の開設を検討する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

オ 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。

カ 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

キ 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

ク 町は、避難所を開設又は移転したときは、ただちに次の事項を県に報告する。

(7) 避難所開設の日時、場所

(イ) 受入人員

(ロ) 開設期間の見込み

(ハ) その他必要事項

(2) 避難所の運営

ア 町は、「壬生町避難所マニュアル」に基づき、スムーズな避難所の開設・運営ができるように備える。開設した避難所にはマニュアルに従い又は本部の指示により職員を常駐させ、消防団、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体、施設管理者及び町立学校職員等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ごみ出し等の生活ルールを作成したりする等の避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）への男女双方の配置に

努める。

イ 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において、音声や多言語表示シートを提示するなど要配慮者への情報伝達手段に配慮する。

障がい者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

ウ 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

エ 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。

カ 町は、栃木警察署と十分連携を図り、消防団、自主防災組織の協力を得て、避難所の巡回警備を行う。

キ 避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に応じた仮設トイレを設置する。

ク 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営にあたっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

ケ 町は、通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

コ 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させるよう努める。

サ 町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使

用する旨を報告した上で、速やかに町庁舎と避難所との連携体制を確立する。

シ 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

6 要配慮者への生活支援

(1) 要配慮者への日常生活支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

(2) 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所及び避難所等において、医師等によるメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、県及び(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

7 こころのケア対策

町は、県の支援を得て、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

8 避難所外避難者への支援

近年の大規模災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

(1) 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

(2) 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への

移送など必要な支援を行う。

9 帰宅困難者対策

第3編第2章第6節「避難対策計画」の「5 帰宅困難者対策」に準じて行う。

10 住民の広域避難等

- (1) 災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者の受入れが実施できない場合、町長は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(資料13-1)により、県内他市町に応援を要請する。
- (2) 災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、町は、県に他の都道府県及び国への応援要請を依頼する。

11 県外避難者の受入

第3編第2章第6節「避難対策計画」の「6 県外避難者の受入れ」に準じて行う。

12 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

- (1) 対 象
災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。
- (2) 内 容
原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。
避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (3) 費用の限度
避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難

所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所) を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

また、冬期(10月～3月)は、別途加算する。

- ア 賃金職員等雇上費
 - イ 消耗器材費
 - ウ 建物の使用謝金
 - エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - オ 光熱水費
 - カ 仮設便所等の設置費
- (4) 期 間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

第8節 広域一時滞在対策計画

総務班 総合政策班

水害、台風・竜巻等風害により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を町域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携して、広域一時滞りに係る措置を行う。

1 制度概要

町は、町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。また、町が被災市町から協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

なお、町は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議する。

2 県内市町における一時滞在

(1) 町が被災した場合の実施事項

ア 町は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このとき、あらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

イ 町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

(7) 協議先市町からの通知の内容の公示

(4) 内閣府令で定める者への通知

(7) 県への報告

ウ 町は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

(7) 協議先市町への通知

(4) 内閣府令で定める者への通知

(7) 広域一時滞りの必要がなくなった旨の公示

(7) 県への報告

(2) 町が協議を受けた場合の実施事項

ア 被災した市町（以下「被災市町」という。）から(1)アの協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞りの用に供するため公共施設その他の施設

(以下「公共施設等」という。)を提供しなければならない。

- (ア) 自らも被災していること
 - (イ) 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - (ウ) 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- イ 町は、アの正当な理由がある場合を除き、町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- ウ 町は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- エ 町は、被災市町から(1)ウ(ア)に記す広域一時滞りの必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

3 県外における一時滞在

(1) 町が被災した場合の実施事項

- ア 町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- イ 町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
- (ア) 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - (イ) 内閣府令で定める者への通知
- ウ 町は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
- (ア) 県への報告
 - (イ) 県外広域一時滞りの必要がなくなった旨の公示
 - (ウ) 内閣府令で定める者への通知

(2) 県の実施事項

- ア 県は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援総括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を經由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- イ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受

けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

ウ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 他都道府県からの協議

(1) 県の実施事項

ア 県は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める。

イ 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受け入れ、協議元の都道府県に通知しなければならない。

ウ 県は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞用の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

(2) 町が協議を受けた場合の実施事項

ア 町は、県から(1)アの協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて2(2)アに例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞用の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

イ 町は、アの正当な理由がある場合を除き、町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

ウ 町は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

エ 町は、(1)ウの県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 費用負担

(1) 原則

被災した地方公共団体が負担する。

(2) 災害救助法適用時

ア 広域一時滞在実施時

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第9節 救急・救助活動計画

総務班 住民班 健康福祉班

災害により被災した者に対し、町は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、消防団、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

1 自主防災組織等地域住民の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防本部等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防本部等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 町、石橋地区消防組合、消防団の活動

町、消防本部、消防団は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

(1) 救助活動の実施

ア 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

イ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定等に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

(2) 救急活動の実施

ア 町は、直ちに下都賀郡市医師会、壬生町医師会及び栃木県歯科医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

イ 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬

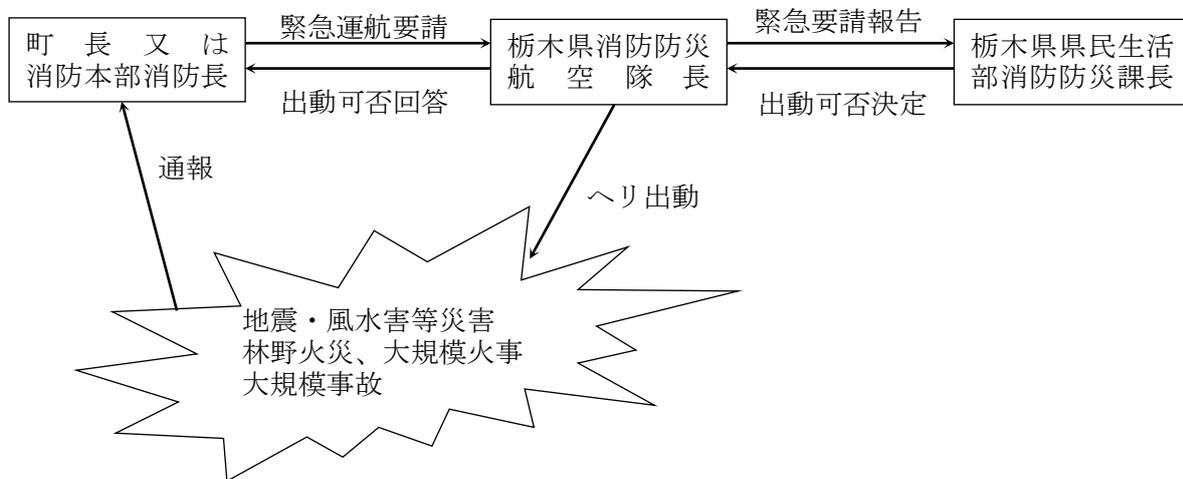
送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

ウ 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

町長又は石橋地区消防組合消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



4 飛行場外離着陸場等の確保

町は、ヘリコプターの活動のための飛行場外・緊急離着陸場等（資料5-1）を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

5 消防相互応援等

(1) 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(ア) 第一次応援体制

一つの消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防長が、市町長及び知事に報告のうえ、地区代表消防機関の長に連絡する。

(イ) 第二次応援体制

上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

②受援要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによるほか、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続

(ア) 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案のうえ、国に対し応援要請を行う。

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時
- f 必要応援部隊数
- g 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- h 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- i 指揮体制及び無線運用体制
- j その他の情報（必要資機材、装備等）

※h～jについては決定次第報告を行う。

(イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

(ロ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

6 警察の活動

警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

(1) 被災者の救出・救助

救出・救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

(2) 緊急交通路の確保

救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 広域的応援の要請

被害の状況を考慮して必要と認める場合は、他の都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の援助要請を行う。

7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

(1) 内 容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

(2) 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

ア 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

イ 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき

ウ 災害の発生が継続しているとき

第10節 医療救護活動計画

総務班 健康福祉班

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

1 実施機関

被災者に対する医療助産の計画の策定と実施は、町長が行う。

2 実施体制

- (1) 町は、災害の状況により壬生町医師会、下都賀郡市医師会及び栃木県歯科医師会に出動を要請し、健康福祉班の職員とともに救護班を編成して応急医療を実施する。

また、町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

救護班の編成	医師・保健師又は看護師・職員
--------	----------------

- (2) 町は、医師会、県南健康福祉センター、消防署等との緊密な連絡を図る。

3 関係機関の活動

- (1) 関係機関・団体の実施すべき業務

町をはじめ、県、日本赤十字社栃木県支部、医師会、歯科医師会、警察等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

なお、町内では獨協医科大学病院が災害拠点病院に指定されており、状況に応じ8班までの救護班を編成することになっている。

また、県と県医師会との協定により、下都賀郡市医師会は5班の救護班を編成する。

- (2) 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法（衛星系移動通信設備等）を確認しておく。

4 救護所の設置

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、安全性を考慮して、避難所、小中学校等公共機関や、災害現場に直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

また、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所を充てる。

5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び医療機器類は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1参照）に基づき他市町から調達

し、あるいは県に要請して確保する。

6 災害救助法による実施基準

(1) 災害救助法による医療救護の基準

ア 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

イ 内容

- (7) 診察
- (4) 薬剤、治療材料の支給
- (7) 処置、手術その他の治療、施術
- (エ) 病院、診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 費用の限度

救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情がありやむを得ない場合に、救護班によらず一般の病院、診療所において治療を受けたときには、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から14日以内とする。

(2) 災害救助法による助産の基準（資料12-10）

ア 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

イ 内容

- (7) 分娩の介助
- (4) 分娩前、分娩後の処置
- (7) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ 費用の限度

救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、その地域の慣行料金の100分の80以内とする。

エ 期間

分娩した日から7日以内とする。

第11節 緊急輸送活動計画

総務班 建設班 都市計画班

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、町は、県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

災害時における輸送及び配車等総合調整は、町長の指示により総務班が建設班、都市計画班と連携して行う。

また、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。

2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	時 期	対 象
第1段階	救出救命期	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 町、国、県等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	避難救援期	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等、生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	応急対策期・ 復旧復興期	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) ヘリコプターによる輸送

(4) 人力等による輸送

4 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

道路が通行不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア 庁用車両の活用

(7) 災害時における庁用車両の集中管理、自動車の確保及び配備は、総務班が行う。

(4) 各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは、総務班に依頼し、総務班は稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

イ その他の車両の確保

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに町内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。また、栃木県トラック協会との協定（資料13-41参照）に基づき、物資等の輸送業務の協力を要請する。

ウ 応援の要請

(7) 相互応援協定に基づく確保

町は、車両等が不足する場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1参照）に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

(4) 県への調達あっせん依頼

町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんに依頼する。

- a 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- b 車両等の種類、台数
- c 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- d 集結場所、日時
- e その他必要事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は大量の物資、資材等を輸送する場合等で、列車による輸送が適当であるときは、県を通じて東武鉄道(株)に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

(4) 賃金職員等による輸送

(1)～(3)による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための要員の確保は、本章第19節「労務供給対策計画」によるものとする。

5 災害時における緊急通行車両の確認手続

公安委員会は、災害時における応急措置を行うため、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限できる。

このため、町は、緊急輸送を行う場合には、「緊急通行車両確認申出書」を県又は栃木警察署に提出し、緊急車両であることの確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

なお、公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について、適切な運用を図るため、事前届出することができる。

6 緊急輸送道路の啓開

県は、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。

町は、災害が発生した場合には、県指定緊急輸送道路と町の防災拠点（町役場庁舎、指定避難所、緊急離着陸場、救援物資集積所等）とを結ぶ道路など重要な町道を優先して啓開する。

町道の啓開は、建設班が実施するものとするが、必要により町内建設業者等の協力を得て速やかに実施する。

7 輸送体制の確保

町は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

(1) 救援物資集積所の指定

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、公共施設等の中から救援物資集積所を指定し、確保する。

(2) 臨時離着陸場の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、離着陸場を確保する。（資料5-1参照）

8 災害救助法による輸送基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

(1) 対 象

- ア 被災者の避難のための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 死体の捜索のための輸送
- カ 死体の処理のための輸送
- キ 救援用物資の整理配分のための輸送

(2) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

各救助の実施が認められる期間。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動計画

総務班 健康福祉班 農政班 商工観光班 水道班

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、町は、県、他市町、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

1 基本方針

(1) 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 季節への配慮

町は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時季を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、時宜を得た物資の調達に留意する。

(3) 要配慮者への配慮

町は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮する。

2 給食

(1) 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

ア 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）

イ ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

ウ 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

(2) 食料の調達、供給

ア 備蓄物資の放出

町は、町の備蓄物資で不足する場合は、石橋地区消防組合で備蓄している物資の放出を要請する。

イ 食料の調達

(7) 米穀

a 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の供給を依頼する。

b 町内の米穀販売業者に対し、米穀の調達について協力を要請する。

(4) 乾パン及び生パン

食料販売業者、製パン業者及び商工会に対し、乾パン及び生パンの調達について協力

を要請する。

(7) 副食、調味料等

商工会及び食料販売業者に対し、副食、調味料等の調達について協力を要請する。

(エ) 協定に基づく調達

町は、資料13-6~13-8の協定により、近隣市町百貨店、生協等の民間流通業者と災害時における食料、生活必需品、飲料水等の供給の応援体制を整備している。

町は、災害時には協定に基づいて必要量の食料を調達し、被災者に供給する。

ウ 調達時の留意事項

(7) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。

(4) 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

(7) 町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう要配慮者の把握及び物資の抽出・確保等を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

エ 食料集積地の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、健康福祉班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期する。

(3) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

ア 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

(7) 避難所に避難している者

(4) 住家に被害を受け現に炊事のできない者

(7) 災害により現に炊事のできない者

イ 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

(7) 食料の確保

食料の確保については(2)に定めるところによる。ただし、町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

(4) 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団、町内各種団体等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施

設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。

ウ 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

- (ア) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- (イ) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）
- (ウ) 燃料費（品目、数量について制限はない）
- (エ) 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

エ 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

3 給 水

(1) 供給の対象

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。

(2) 飲料水等の確保対策

ア 飲料水

- (ア) 町は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (イ) 町は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。
- (ウ) プール等の管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時貯えておいた水を放出する。
- (エ) 町は、災害用浄水機により浄化処理を行う。
- (オ) 町は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1）に基づき、他の水道事業者等に対して飲料水の供給を要請する。
- (カ) 町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

イ 応急用飲料水以外の生活用水

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

(3) 給水活動

災害により水道水の使用不能の場合が生じたときは、水道班長は、おおむね次により処置する。

ア 給水所の設置

上水道の破損については、直ちに応急修理を施し、適当な場所に応急給水所を設置し、

給水を行う。

イ 運搬給水の実施

上記の応急給水所に対する飲料水の補給又は機動給水のために、町が所有する給水タンク車を活用して避難所等への運搬給水を併せて行う。

ウ 給水用車両・資機材の確保

給水用車両が不足する場合には、総務班に対して緊急配車計画による配車を受け、給水用資機材にあつては町の手持品を優先的に使用する。不足のときは、応援協定に基づく他市町への協力要請又は一般からの借り上げにより確保する。

エ 県への応援要請

給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県に対して応援要請を行う。

(4) 給水時の留意事項

ア 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

イ 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

(5) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

ア 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

4 生活必需品等の供給

(1) 供給の対象

町は、住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

(2) 生活必需品等の確保

町は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

ア 備蓄物資の供給

町は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、町で備蓄している毛布等を供給するほか、石橋地区消防組合で備蓄している生活必需品の供給を手配するととも

に、日本赤十字社栃木県支部壬生町分区に対して毛布など備蓄物資の供給を依頼する。

イ 町内販売業者等からの調達

町は、商店、下野農業協同組合壬生地区営農経済センター及び商工会等の協力を得て、生活必需品の調達を行う。

ウ 応援協定に基づく調達

ア、イでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」等に基づき、他市町から必要な物資の供給を要請する。（資料13-1～13-3参照）

また、町で輸送手段の確保が困難な場合は、「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」（資料13-8）に基づき、赤帽栃木県軽自動車運送共同組合に輸送の協力を要請する。

エ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

(3) 調達時の留意点

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握し（必要品目・量）、重複等しないようにする。

イ 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

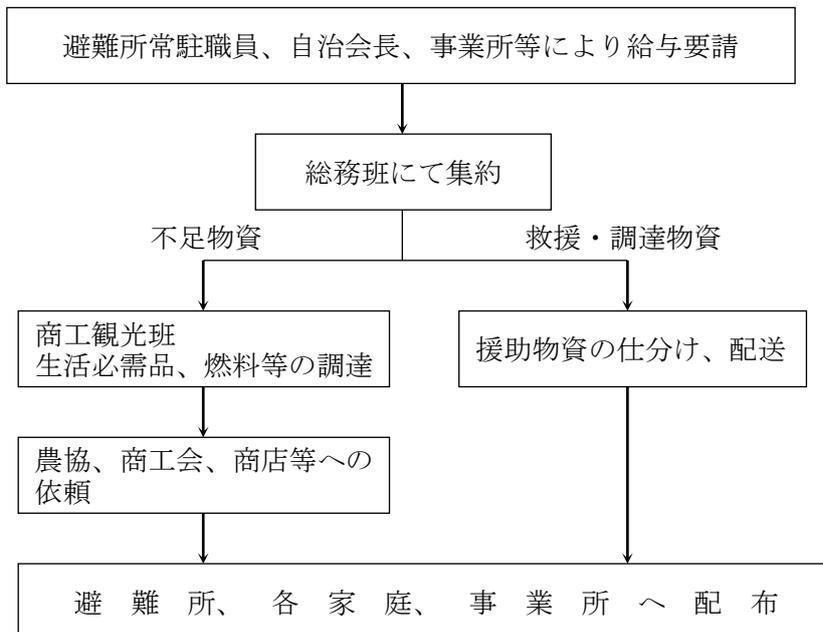
ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

(4) 救援物資の集積所

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。（資料5-2参照）

当該施設に搬送された救援物資等は、健康福祉班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。



(5) 燃料の確保

ガソリン、プロパンガス、灯油等の確保について、町は、地域の販売業者の供給可能数量の把握に努め、販売業者に協力を要請する。

(6) 災害救助法による実施基準（資料12-10参照）

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

ア 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 内容

(7) 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ・炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、箸等）
- ・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- ・光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ・要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等）

(8) 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。

なお、県が確保した物資については、本町までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、町が実施する。

ウ 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

エ 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13節 農地・農業用施設等応急復旧計画

農政班

町、農地・農業用施設の管理者は、気象、水象情報の把握により、農地、農道、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には、関係機関と連携して農作物や各施設の被害状況の把握、応急復旧対策を速やかに実施する。

1 注意報及び警報の伝達

町は、県から気象注意報及び警報等の発表を受けたときは、必要に応じ、電話等により速やかに施設管理者、関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、下都賀農業振興事務所等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

3 農業用施設等

(1) 施設の点検・監視等

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

ア 被害状況の把握

町は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

イ 応急対策の実施

(7) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

a 発災後の降雨の状況等により、主要な構造物に被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

b 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、栃木警察署に通報して通行禁止等の措置を講じる。

c 被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(4) 町は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、県等関係機関と連携のうえ、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

(3) 農業共同利用施設

農業共同利用施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

ア 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

イ 復旧対策の実施協力

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図るよう県に協力する。

第14節 保健衛生活動計画

総務班 住民班 生活環境班 健康福祉班 農政班 商工観光班

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

ア 町は、県南健康福祉センター等と連携し、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、下都賀郡市医師会の協力を得て、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 町だけでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1参照）に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 食品衛生監視

県の指示に基づき、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。

(1) 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

町長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する安全で衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(2) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(3) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

県や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて指導の徹底を行う。

(4) 被災地営業施設の監視指導

県は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

3 栄養指導対策

町は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、あわせて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 保健対策

(1) 健康調査、健康相談

町は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、被災者のメンタルヘルスケアの対応を実施する。

5 資器材の備蓄、調達

(1) 防疫・保健衛生用資器材の備蓄対策

ア 防疫活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。

イ 大規模な災害発生時等における防疫活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

(2) 調達計画

ア 町内業者からの調達

災害発生後、速やかに町保有の防疫・保健衛生用資器材を使用して防疫活動を行うが、不足する場合は、町内取扱業者から調達する。

イ 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な防疫・保健衛生用資器材等が確保できない場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1参照）に基づき、協定締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 町の実施対策

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

町だけでは対応が困難である場合、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼す

る。

(2) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。

ア 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(4) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
- (イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
 - ア 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額
 - イ 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内
- (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

町で対応が困難な場合、県に対して広域的な火葬が行われるよう調整を要請する。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料13-1参照）に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

(3) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬を対象とする。

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

(7) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担）する。

(4) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(7)に準じて実施する。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講ずるため、町は、県、宇都宮市保健所及び獣医師会等関係機関と連携し、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。また、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、県と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、県知事の許可を受けて次のように処理する。

(7) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(4) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(焼却例：約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第15節 障害物除去計画

建設班

町、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により流入した土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活確保を図るとともに、緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

1 住居内障害物の除去

(1) 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 災害救助法による実施基準（資料12-10）

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

ア 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

イ 内容

作業員、技術者等を動員して除去する。

ウ 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

エ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 河川の障害物の除去

(1) 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者（町長）が実施する。

(2) 実施方法

河川管理者、水防管理者（町長）が適切な判断を行い、速やかに行う。

3 道路の障害物の除去

(1) 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託の活用等により、速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

(2) 実施方法

町は、道路上の障害物の状況を調査し、町道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、道路の緊急度に応じて実施する。

4 障害物集積所の確保

障害物の除去に当たっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第16節 災害廃棄物処理活動計画

生活環境班

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、町は、関係機関と連携し、災害廃棄物やし尿、避難所ごみ等を適正かつ迅速に処理する。

1 災害廃棄物の処理

(1) 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

(4) 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

(5) 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(6) 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

(7) 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損

壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

(1) 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

(4) 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(5) 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

(1) 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

(2) 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

(3) 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

(4) 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第17節 文教施設等応急対策計画

学校教育班 生涯学習班 スポーツ振興班

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

1 校長等の応急措置

校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- (1) 児童・生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- (2) 災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。
- (3) 町教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など、児童・生徒の安全確保に努める。

2 避難

- (1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから避難させる。
- (2) 校長等は、避難誘導の状況を逐次、町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- (3) 校長等は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。
- (4) その他児童・生徒の避難計画は、本章第7節「避難対策計画」に準じて実施する。

3 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

ア 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育実施の予定場所選定について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内大部分について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

(2) 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

ア 欠員者の少ない場合は学校内で調整する。

イ 被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。

ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

4 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じて町長に協力する。

5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通して当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、町長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおり（資料12-10）。

(1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(7) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する

教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

6 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を町教育委員会へ通報する。

町教育委員会は、被害状況を速やかに県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

(2) 災害状況の調査、復旧対策

町教育委員会は、災害発生の場合、文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し、復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

7 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

8 社会教育施設における応急対策

(1) 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し、町教育委員会に報告する。

第18節 住宅応急対策計画

建設班 都市計画班

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。

1 実施体制

(1) 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、県の協力を得て町が行う。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、町は、県及び関係団体と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

(2) 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

2 公営住宅等の一時供給

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

ア 災害のため住家が全壊、全焼又は流失した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯であること。

(2) 供給する公営住宅等の確保

ア 町は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。

イ 町内で確保できない場合、県は町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う（資料12-10）。なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 対象

上記2に掲げる対象に同じ。

(2) 建設による応急仮設住宅の供給

ア 設置場所の選定

(7) 建築場所の選定に当たっては、避難所を中心に被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。

なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告する。

(4) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 管理及び処分

(7) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(4) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

ウ 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7㎡を基準とし、県において構造を定める。

エ 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者の活用等により実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 期間

ア 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う（資料12-10）。

(1) 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 内容

原則として、県が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者の活用等により修理を実施する。

(3) 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 期 間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必用最小限度の期間を延長する。

5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

(1) 対 象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

(2) 内 容

町は、県及び関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き家情報を被災者に提供する。

第19節 労務供給対策計画

総務班

災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を図る。

1 要員の確保

(1) 確保配分担当

要員の確保、配分は、本部会議で協議・決定する。

(2) 庁内での要員調整

ア 応急対策計画を行う各班長（課長）は、他課からの応援や臨時職員の雇用が必要な場合には、次の事項を明らかにし、所属の対策部長（部長）を通じて本部会議に労働力供給の要請を行う。

(ア) 雇用の理由

(イ) 所要職種別人員

(ロ) 作業内容

(ハ) 雇用期間

(ニ) 就労場所

(ホ) 賃金の額

(ヘ) 労働者の輸送方法

(コ) その他必要な事項

イ 本部会議は、労働力供給の円滑な運営を図るため、各部の所要人員を把握し、直ちに庁内の調整・確保を図るとともに、総務班に配分計画の作成を指示し、迅速かつ適切な配分に努めるものとする。

(3) 要員の確保が困難な場合の対応

ア 町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

(ア) 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請

(イ) 県への要員確保依頼

(ロ) 指定行政機関に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

イ 町は、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

町、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、町又は県が行う（資料12-10）。

(1) 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町が雇用する者。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救援用物資の整理配分
- ク 炊き出しその他による食品の給与

(2) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

前項の各救助の実施が認められる期間。ただし、アについては1日程度。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第20節 公共施設等応急対策計画

総務班 生活環境班 建設班 水道班 下水道班

道路、鉄道、ライフライン施設等の二次災害の防止又は被害の軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

1 道路施設

災害により道路及び橋りょう等が被災することにより、道路交通が阻害されることは、災害時における住民の避難、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、町は次の対策を迅速に行い、道路交通の確保に万全を期す。

(1) 被害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により被害情報の収集に努める。

ア 道路パトロールカー等による巡視等により道路情報の収集に努める。

イ 町は、栃木土木事務所、栃木警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織（自治会）等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

ウ 必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の活用を要請し、被害情報収集の迅速化を図る。

(2) 被害情報の伝達

ア 町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に報告するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対してその情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、栃木警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の15に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講ずる。

ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計

画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

道路情報板等により、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、う回路等の情報を迅速かつ的確に利用者へ提供するよう努める。

2 高速道路施設

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、東日本高速道路(株)が道路パトロールカー等の巡視により災害情報の収集に努め、必要に応じ県、関係市町、防災関係機関に連絡することとなっている。

また、発災直後においては、直ちに高速道路の点検を実施し、道路の安全確保を図り、交通規制、迂回路等の道路交通情報について、テレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

3 鉄道施設

東武鉄道(株)は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 事故発生情報、被害情報の伝達

東武鉄道(株)は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急対策

ア 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害が発生した場合は、現地において東武鉄道(株)、監督官庁(国土交通省)、警察、消防、県、町等が連携して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

イ 東武鉄道(株)の対策

東武鉄道(株)は、事故対策マニュアル等により、応急措置や関係機関への通報等を行う。

ウ 町の対策

(7) 現地における応急的医療施設、収容施設等の設置、管理

(4) 死傷者の捜索、救出、搬出、災害現場の警戒、関係機関の実施する搬送等の調整

(7) 遺体の処理

エ 消防本部

(7) 消火活動及び警戒活動

(4) 警戒区域の設定

- (㊦) 負傷者の救出、救護
- (㊧) 負傷者の医療機関への搬送
- (㊨) 遺体の収容

4 上水道施設

町は、災害発生に対し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 施設の整備、復旧対策資機材等の確保

常に施設の改善整備を図るとともに、主要整備機器、主要管路の資機材備蓄により資機材等の確保を図る。

なお、あらかじめ関係業者に復旧資機材等の優先調達の要請をしておく。

(2) 工事業者への協力依頼

被害の状況により、壬生町管工事業協同組合との災害時協定に基づき、応急復旧の協力を要請する。

(3) 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に各ポンプ場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、石橋地区消防組合に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(4) 広 報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(5) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

5 下水道施設・農業集落排水施設

町は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の

支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

(1) 被害状況の情報収集

災害が発生した場合は、早急に下水道施設・農業集落排水施設の点検を行い、被害状況の情報収集に努める。

(2) 広 報

被害状況の内容に応じて関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(3) 応急復旧

二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(4) 復旧計画の策定

処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項に配慮して復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度、工法の検討

イ 復旧資材、作業員の確保

ウ 技術者の確保

エ 復旧財源の措置

6 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。町は、住民への広報等により、東京電力パワーグリッド(株)の対策に協力する。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

町は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講ずる。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要

請を求めるものとし、県は、適切な措置を行う。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(3) 広 報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政無線、広報車等により直接当該地域へ周知する。

7 ガス施設

(1) 体制確立

ガス事業者は、災害により施設が被害を受けた場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、直ちに職員を動員して必要な体制を確立し、巡回・点検等を行うとともに、二次災害の防止等、必要な措置をとる。

(2) 広 報

ガス事業者及び町は、災害の規模や状況に応じ、地域住民に対し、防災行政無線、広報車等により施設の被害状況、復旧予定、安全上の注意点等について広報を行う。

8 その他の公共施設

(1) 廃棄物処理施設

ア 事業者は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

イ 事業者は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議の上、期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第21節 危険物施設等応急対策計画

総務班

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、町は、関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、本編第4章第3節「放射性物質・危険物等事故対策計画」の規定に準ずる。

第22節 広報活動計画

総務班 総合政策班

町は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、住民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、社会的混乱を防ぐ。

1 実施責任者

実施責任者は、災害対策本部長（町長）とする。

企画財政班は、各班から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行う。

対 象 機 関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、記者会見
各関係機関 (防災会議委員、県知事、隣接の市町長)	電話、FAX、広報車、無線
一般住民、被災者	防災行政無線、広報車等、消防団、ケーブルテレビ
庁内各課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）、ホームページ、メール、ケーブルテレビ

2 正確な情報の収集

住民への広報活動を行うにあたって、町は、県防災行政ネットワーク等を活用して、県、消防、警察等の防災関係機関から気象情報や災害情報、ライフラインの被災状況等の正確な情報の収集に努める。

3 広報の内容

(1) 住民への広報内容

町は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、コについては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- ア 災害の規模、被害の状況に関する事項
- イ 避難指示等に関する事項
- ウ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- エ 医療救護活動に関する事項

- オ 交通規制等に関する事項
- カ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- キ 保健衛生に関する事項
- ク 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- ケ 電気、ガス、上下水道、農業集落排水施設、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- コ 被災者の安否に関する情報
- サ ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- シ 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- ス その他関係機関の応急対策に関する事項
- セ 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- ソ その他必要な事項

(2) 要配慮者等への配慮

- ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
- イ 視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。
特に、障がい者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（点字・音声・拡大文字、手話・文字・ICT機器など）による情報提供に努める。
- ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各機関への報告内容

各機関に報告する事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の設置又は廃止
- イ 災害の状況
 - (7) 災害の種別及び発生日時
 - (4) 災害発生場所
 - (7) 被害状況及び規模
- ウ 災害応急対策の実施状況
- エ 写真等による災害現地の状況
- オ 住民に対する避難の指示の実施状況
- カ その他必要な事項

4 広報の方法

(1) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、総務部長又は本部長から特に指名された者が発表する。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行う。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

町は、住民生活の混乱を防止し、人心の安定を図るため、防災行政無線、広報車等を使用して住民等に対し迅速、的確な広報活動を実施するが、必要により消防団、自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民等に対して災害情報を迅速に伝達する。

なお、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ、広報する。

(4) 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

5 災害時等における報道要請

町は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うとともに、資料13-13の協定に基づき、ケーブルテレビ(株)への放送要請を行う。また、必要な場合には知事に対して協定締結報道機関に対する報道要請を依頼する。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

第23節 自発的支援の受入計画

総務班 健康福祉班 会計班

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

1 災害時におけるボランティアの受入・活動支援

(1) ボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・広報
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 医療、看護
- エ 高齢者・障がい者等の介護、外国人への通訳
- オ 清掃、保健衛生活動
- カ 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- キ 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ その他災害応急対策に関する業務

(2) ボランティア活動の支援調整

町は、県及び県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携し、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(3) 災害ボランティアセンターの活動支援

町は、町社会福祉協議会、ボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入窓口となる町災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

(4) ボランティアとの協働による県外からの避難者に対する支援体制の整備

県外から本町への避難が長期化する場合には、県、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の調達・供給、各地域での情報ステーションや交流サロンの設置、見守り、避難者の自治組織の構築などの支援を行う。

2 義援物資の受入計画

(1) 義援物資の受入

町は、あらかじめ会計班に義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。なお、町は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

(2) 義援物資集積拠点

義援物資は、物資集積拠点（資料5-2）に集積し、保管するが、状況によっては町庁舎内の適当な場所に一時保管する。

(3) 義援物資の管理

町は、物資集積拠点に職員を派遣して義援物資の管理を行うとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整及び情報発信

被災地の需要と全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

3 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、関係機関の協力を得て、義援金配分委員会を設置し、実施する。

〈構成員：町、日本赤十字社県支部壬生町分区、町社会福祉協議会、その他関係機関等〉

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行う。配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として町に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

全 課

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 基本的方向の決定

(1) 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、県と連携を図りつつ復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

町は、県と連携し、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

2 迅速な原状復旧

町は、県及びその他関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たるものとする。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧時期の目安を明示すること。

(4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

3 計画的復興の推進

(1) 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県をはじめとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

(2) 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合、町は、必要に応じて復興計画を定める。

復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定める。

- ア 復興計画の区域
- イ 復興計画の目標
- ウ 町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針
その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

(3) 防災まちづくり

ア 防災まちづくりに関する計画

町は、必要に応じ、県と連携し、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、町は、県と連携し、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

イ 防災まちづくりに関する留意事項

町は、防災まちづくりに関する計画の作成に当たっては、県と調整を図りつつ、次の点に留意するものとする。

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

(イ) 河川の治水安全度の向上を基本的な目標とすること。

(ウ) 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

(エ) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策計画

全 課

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

1 被災者のための相談、支援

町は、県と調整を図りつつ、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

2 罹災証明書の発行

町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

3 雇用の確保、安定

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置等については、公共職業安定所と連絡協力して迅速な対応を図る。

4 租税の減免措置等

町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、壬生町税条例に基づいて、町税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講ずる。

(1) 期限の延長（町税条例第18条の2）

災害により、法又は条例の定める期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要事項を指定して当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により期日までに町税を納めることができない者で、その町税を一時に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除する等の納税緩和措置を講ずる。

- ア 町民税の減免（町税条例第51条）
- イ 固定資産税の減免（町税条例第71条）
- ウ 軽自動車税の減免（町税条例第89条）
- エ 特別土地保有税の減免（町税条例第131条の2）
- オ 国民健康保険税の減免（国民健康保険税条例第13条の2）

5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は町に対し、基準の範囲で、次の助成を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹 桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	
	果樹 桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果樹	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類 に係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

6 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ 県内のいずれかの市町においてア又はイに規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

オ 本県に隣接する県でウ又はエに規定する被害が発生している場合で、ア～ウに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

支給額の区分

(単位：万円)

	世帯員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

(4) 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(公財)都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

7 栃木県被災者生活再建支援制度

県は、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

(2) 支給対象世帯

本節6(2)と同様とする。

(3) 支援金額

本節6(3)と同様とする。

(4) 支給手続

町は、被災者から支給申請を受けた場合は、申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した町の費用については、(公財)栃木県市町村振興協会から町に交付される。

8 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災者の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。町は、支援制度の周知を図るとともに、相談窓口を設置して、住民の生活の安定を図る。

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町
	災害障がい見舞金	災害により精神・身体に重度の障がいを受けた者	町
	災害見舞金	災害により死亡した者の遺族 住家が滅失、著しく損傷及び床上浸水の被害を受けた者	町
	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限あり)	町

貸付	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	町社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた勤労者	労働金庫
	中小企業融資（県制度融資）	災害により被害を受けた中小企業者	県、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
	災害復興住宅融資	独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	独立行政法人住宅金融支援機構
	災害条例資金制度（災害経営資金） （施設復旧資金） （家畜再生産資金）	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金（災害復旧支援資金）	市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等
	災害により被害を受けた中小企業向け融資 ・国民生活事業「災害貸付」 ・中小企業事業「災害復旧貸付」	市町長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

9 被災者への制度の周知

町は、県及び関係機関と連携し、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) テレビ・ラジオ放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線
- (4) 町のホームページ

第3節 公共施設等災害復旧対策計画

全 課

公共施設の早期復旧を図るため、町は、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

(1) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

- ア 農地・農業用施設
- イ 林業用施設
- ウ 共同利用施設
- エ 集落排水施設

(3) 文教施設等災害復旧事業

- ア 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- イ 私立学校施設（激甚災害法）
- ウ 公立社会教育施設（激甚災害法）
- エ 文化財

(4) 保健衛生施設等災害復旧事業

(5) 社会福祉施設災害復旧事業

(6) 廃棄物処理施設災害復旧事業

(7) 医療施設災害復旧事業

- ア 公的医療機関
- イ 民間医療機関（資金融資）

(8) 水道施設災害復旧事業

(9) 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）

- ア 街路
- イ 都市排水施設
- ウ 堆積土砂排除事業
- エ 湛水排除事業

(10) 住宅災害復旧事業（公営住宅法）

- ア 罹災者公営住宅の建設
- イ 既設公営住宅の復旧
- ウ 既設改良住宅の復旧

(11) 災害関連緊急事業

- ア 災害関連緊急治山事業
- イ 災害関連緊急地すべり防止事業
- ウ 災害関連緊急砂防事業
- エ 災害関連緊急地すべり対策事業
- オ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
- カ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）
- キ 災害関連緊急雪崩対策事業
- ク 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

(12) その他の災害復旧事業等

- ア 鉄道施設（鉄道軌道整備法）
- イ 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事
- ウ その他の復旧作業

2 災害復旧事業実施方針

(1) 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

3 激甚災害の指定に関する計画

(1) 計画の方針

町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 [A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% [B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% 2 県内市町の査定見込額総計 > 県内市町標準税収入総計 × 5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 [A基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% [B基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% 2 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く 1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5% で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 [A基準]

	<p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B 基準]</p> <p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A 基準]</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね 5%</p> <p>[B 基準]</p> <p>林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね 1.0%
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A 基準]</p> <p>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値 × 中小企業販売率。以下同じ） > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>[B 基準]</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 2 一つの都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

<p>事業に対する補助 〈法第17条〉 市町が施行する感染症 予防事業に関する負担 の特例 〈法第19条〉</p>	
<p>罹災者公営住宅建設等 事業に対する補助の特 例 〈法第22条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数\geq4,000戸 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的 措置を講ずることがある。 1 被災地全域の滅失住宅戸数\geq2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町の区域内\geq200戸 イ 一市町の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数\geq1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町の区域内\geq400戸 イ 一市町の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置について は、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚 法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費 > 当該市町の当該年度の標準税込額 × 50% (ただし、査定事業費が1,000万円未満の場合を除く) ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町の当該年度の農業所得推定額 × 10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満の場合を除く) ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該市町に係る当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町が1以上あるもの 1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町 2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町の民有林面積 (人工林に係るものに限る) × おおむね25%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業被害額 > 当該市町の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

第1節 火災対策計画

第1 災害予防計画

1 住民等の防災活動の促進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

(1) 防災意識の普及啓発

町は、県と連携し、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

(2) 地域防災力の強化

ア 自主防災組織の育成・強化

(ア) 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

(イ) 町（石橋地区消防組合）による自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

a 町が実施する事業

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

イ 消防団（水防団）の活性化の推進

町は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

(イ) 町が実施する事業

- ・消防団活性化総合計画の策定

- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等

ウ 婦人（女性）防火クラブの育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人（女性）防火クラブの育成・強化を推進する。

2 火災に強いまちづくり

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町は防災指針を含めた立地適正化計画や都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

3 火災に強い都市の形成

(1) 災害に強い都市構造の形成

町は、県の協力を得ながら避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災延焼防止のための緑づくり

町は、避難場所として利用される公園・学校等の公共施設の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

4 火災に対する建築物等の安全化

(1) 町は、消防本部の協力を得て、事業所等に対して、次の指導を行う。

ア 消防用設備等の設置と適正な維持管理

多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進

するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建物火災安全対策の充実

避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

ウ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日の消防法の改正（平成18年6月1日施行）により、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたことから、町は、消防本部の協力を得て、設置及び維持管理に関する基準を設け、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(2) 文化財等の安全対策の促進

町は、住民の貴重な財産である文化財（資料10-1参照）等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

ア 文化財等の所有者又は管理団体又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達

ア 町は消防本部等と連携し、それぞれ情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 町は、消防本部等と連携し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

ウ 町は、消防本部等と連携し、情報の共有化を図るため、町及び各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(2) 機動的な情報収集体制の整備

町は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(3) 多様な情報収集体制の整備

町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 通信確保対策

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

6 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施し、活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

7 消火活動への備え

(1) 消防組織の充実・強化

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。また、町は、県及び消防本部と連携し、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。(資料3-1・3-2参照)

(2) 消防施設等の整備・強化

ア 消防施設・設備の整備

町は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

イ 消防水利の整備

(ア) 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(イ) 町は、県及び消防本部と連携し、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

ウ 消防用資機材等の整備

町は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努めるとともに、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 空中消火活動の積極的な推進

町は、県及び消防本部と連携し、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保

するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。(資料5-1参照)

8 救助・救急、医療活動への備え

火災時における救助・救急、医療活動への備えについては、本編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備計画」、第13節「保健医療体制の整備計画」の定めるところによる。

9 避難收容活動への備え

町は、都市公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。その他の火災時における避難收容活動への備えについては、本編第1章第11節「避難体制の整備計画」の定めるところによる。

10 関係機関の防災訓練の実施

火災についての防災訓練については、本編第1章第4節「防災訓練計画」の定めるところによる。

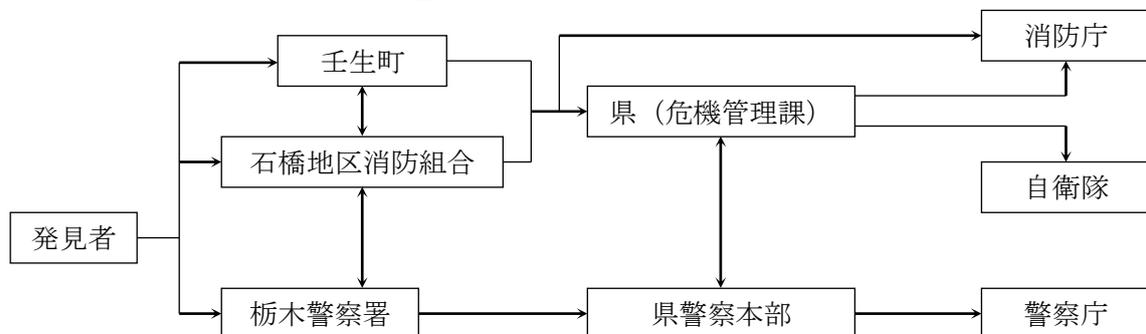
第2 災害応急対策計画

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制計画」に準ずるものとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

2 被害状況等の情報収集・伝達

- (1) 町は、消防本部と連携し、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。
- (2) 被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。
- (3) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。
- (4) 大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用計画」に準じる。

4 消火活動及び救助・救急活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携のもと、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

5 広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一つの消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(ア) 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防長に応援要請する。

(イ) 第二次応援体制

(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

②受援要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続

(7) 町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時
- f 必要な応援部隊数
- g 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- h 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- i 指揮体制及び無線運用体制
- j その他の情報（必要資機材、装備等）

(4) 町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に定めるところによる。

6 自衛隊の災害派遣要請

町は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合には、本編第2章第5節「相互応援協力・派遣要請計画」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

7 避難措置

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策計画」の定めるところによる。

8 施設、設備の応急対策

町は、県及び公共機関等と連携し、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

9 広報対策

(1) 情報発信

町は、県、県警察本部と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回

避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、県と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3 災害復旧・復興対策計画

町は、県及び関係機関と連携し、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2節 交通関係事故災害対策計画

第1 災害予防計画

1 事業者・管理者等の情報提供

(1) 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

(3) 航空交通の安全情報の活用

航空運行事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報活用を促進する。

2 運転者等の責務

運転者は、安全に運行することに努める。また、事業所においては、安全施設等の整備に努める。

3 情報収集・伝達体制の整備

交通関係事故時における情報の収集・伝達体制については、本章第1節「火災対策計画」の定めるところにより、整備・充実を図る。

4 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

5 搜索活動への備え

町は、県、県警察本部と連携し、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備

に努める。

6 救助・救急活動への備え

- (1) 交通関係事故時における救助・救急活動への備えについては、本編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備計画」の定めるところによる。
- (2) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

7 医療活動への備え

交通関係事故時における医療活動への備えについては、本編第1章第13節「保健医療体制の整備計画」の定めるところによる。

8 消火活動への備え

- (1) 町は、県と連携し、ヘリコプターや消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 道路管理者及び消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

9 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

町は、県と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

ア 町は、県と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 町は、県及び県警察本部と連携し、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 町は、県及び県警察本部と連携し、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

10 緊急輸送、代替輸送への備え

- (1) 町は、県及び県警察本部と連携し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 町は、県及び県警察本部と連携し、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。
- (3) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動の

ために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

11 関係機関の防災訓練の実施

町は、鉄道事業者、道路管理者、県と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に連携して実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 災害応急対策計画

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制計画」に準ずるものとし、大規模な交通事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

2 道路事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 町及び消防本部の情報収集・伝達

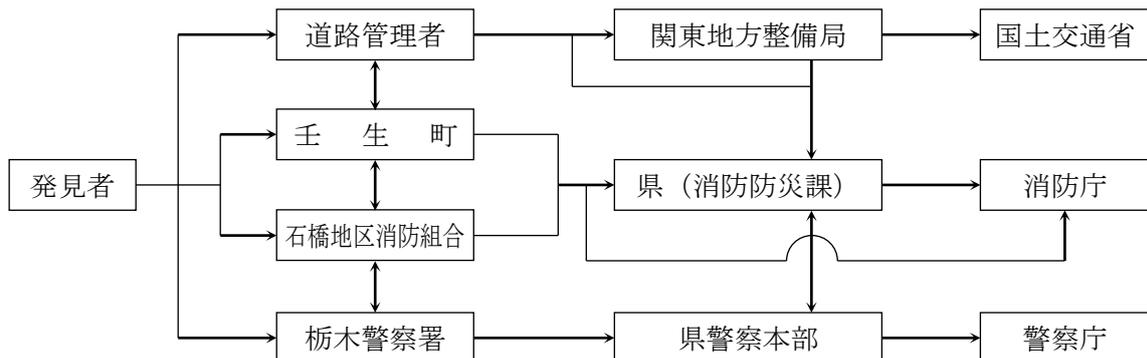
ア 町及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。また、大規模な道路事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

イ 被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

ウ 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(4) 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 鉄道事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

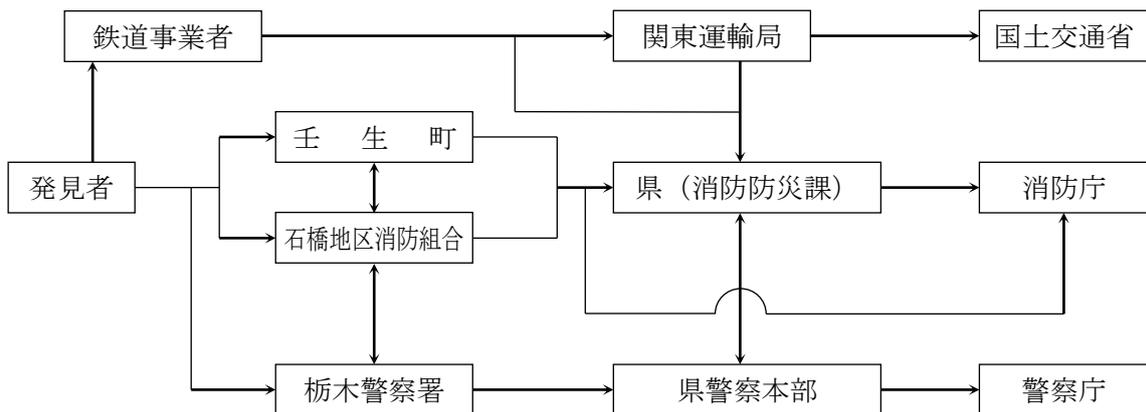
ア 町及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

イ 被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

ウ 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(3) 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



4 航空機事故災害時の被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（総務部）に伝達する。

(3) 町及び消防本部の情報収集・伝達

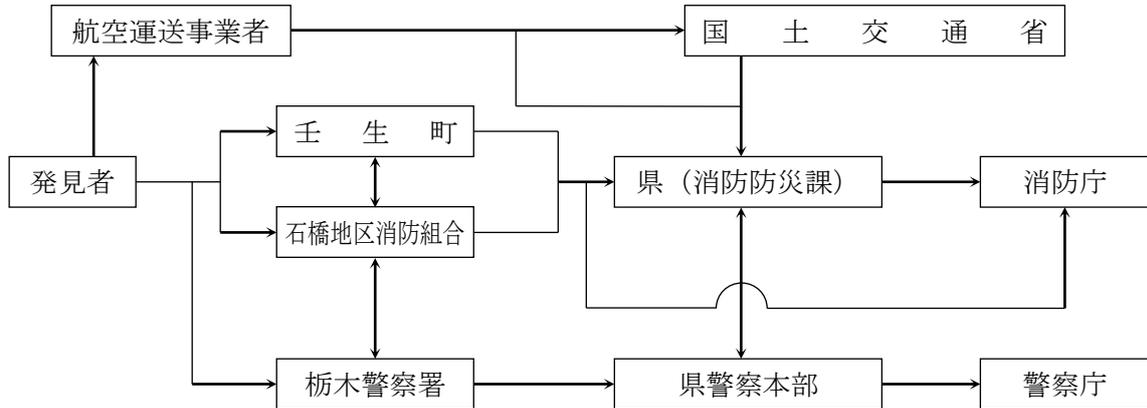
ア 町及び消防本部は、大規模な航空事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

イ 被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

ウ 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

(4) 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



5 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用計画」に準じる。

6 災害拡大防止対策

(1) 危険物流出対策

ア 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

イ 町の活動

町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ栃木警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

(2) 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策計画」に準じる。

7 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 搜索活動

町は、県、県警察本部、消防本部と連携し、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

(2) 救助・救急活動

ア 町は、県及び県警察本部と連携し、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 道路管理者は、町、県及び県警察本部等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初

期活動に資するよう協力する。

ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

エ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。また、必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(4) 消火活動

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。

ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

8 緊急輸送活動、代替輸送活動

(1) 交通の状況の把握

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制・誘導

町は、県警察本部と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとる。

(3) 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

9 施設、設備の応急対策

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

10 広報対策

(1) 情報発信

町は、航空運送事業者、鉄道事業者、県及び県警察本部と連携し、被災者の家族等のニーズを充分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、航空運送事業者、鉄道事業者及び県と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3 災害復旧対策計画

町は、県、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3節 放射性物質・危険物等事故対策計画

第1 災害予防計画

1 事業所等に対する防災体制の強化

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 保安体制の整備

(7) 町は、県及び事業者と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

(イ) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

イ 保安教育の実施

町は、県と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

危険物等災害時における情報収集・伝達体制については、本章第1節「火災対策計画」に定めるところにより、整備・充実を図る。

(3) 災害応急体制の整備

危険物等災害時における応急体制については、本章第1節「火災対策計画」に定めるところにより、整備を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

危険物等災害時における救助・救急、医療及び消防活動への備えについては、本編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備計画」、第13節「医療救護体制の整備計画」の定めるところによる。

また、危険物等の大量流出時における防除活動への備えについては、本章第2節「交通関係事故災害対策計画」の定めるところによる。

(5) 緊急輸送、代替輸送への備え

危険物等災害時における緊急輸送、代替輸送への備えについては、本章第2節「交通関係事故災害対策計画」の定めるところによる。

(6) 避難収容活動への備え

危険物等災害時における緊急収容活動への備えについては、本編第1章第11節「避難体制の整備計画」に定めるところによる。

(7) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 町は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避

難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 町は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

ウ 町は、消防本部及び関係機関の協力を得て、事故災害時の応急活動のために必要となる人員及び応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

エ 町は、消防本部及び関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(8) 防災意識の高揚、訓練の実施

ア 防災知識の普及啓発

町は、県、県警察本部及び消防本部等と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災意識の普及啓蒙を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

イ 防災訓練の実施

町は、県及び消防本部等と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に協力して実施する。

ウ 要配慮者の支援体制の整備

町は、県と連携し、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 放射性同位元素等取扱施設

放射性同位元素（R I）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

(1) 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び薬事法等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

(2) 町の対策

町は、県と連携し、事業者からの届出等も参考に事業者との相互連絡体制を強化し、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

3 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

(1) 原子力事業者等の対策

ア 原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料

物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害の防止のために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

イ 危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

ウ 運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

(2) 消防本部の対策

事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県（危機管理課）及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4 石油类等危険物

危険物の事故防止のため、町は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、住民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

(2) 消防本部等の対策

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- イ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- ウ 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- エ 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
- (7) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - (4) 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- オ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- カ 化学消防自動車等の整備に努める。

5 ガス事故

ガス事故防止のため、町は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、住民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) LPガス・一般高圧ガス

販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）は、一般消費者等に対する災害予防措置及び災害予防体制の強化等の対策を実施する。

6 火薬類事故

火薬類の事故防止のため、町は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、住民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いに係る技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

7 毒物・劇物事故

毒物・劇物事故防止のため、町は、県及び消防本部等と連携し、安全指導に努め、事業者等に安全管理、訓練実施の徹底を喚起する。とくに、住民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

(1) 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

(2) 町の対策

町は、県、消防本部及び医療機関等に協力し、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第2 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

(1) 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準については、本編第2章第1節「活動体制計画」に準ずるものとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第2章第6節「災害救助法の適用計画」に準じる。

(3) 災害の拡大防止活動

ア 事業者は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

イ 町は、県及び県警察本部と連携し、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(4) 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

ア 交通の状況の把握

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

イ 交通規制・誘導

町は、県警察本部及び道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県に協力する。なお、交通規制に当たっては、関係機関と相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物等の大量流出に対する応急措置

町は、県及び県警察本部と連携し、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

(6) 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本編第2章第7節「避難対策計画」に準じる。

(7) 救助・救急、医療及び消火活動

町は、関係機関と連携し、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

(8) 広報対策

ア 情報発信

町は、県、県警察本部及び事業者等と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

イ 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、県及び事業者等と連携し、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

2 放射性同位元素等取扱施設

(1) 情報の収集・伝達

ア 発見者の通報義務

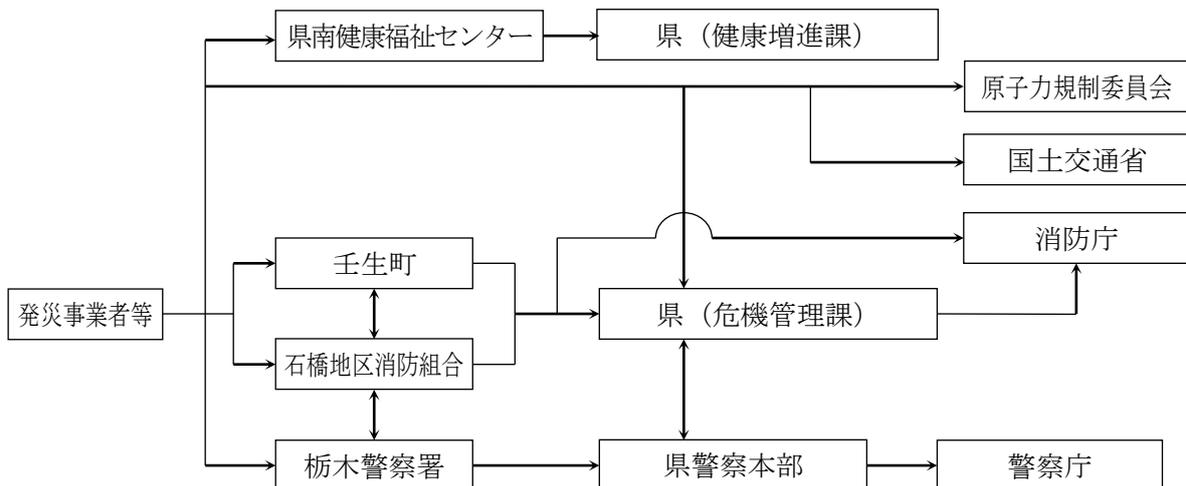
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、町及び警察に連絡する。

(4) 町及び消防本部の対策

ア 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防本部は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ

必要最小限の水量とする。

イ 消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

ウ 町は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

3 放射性物質運搬事故

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

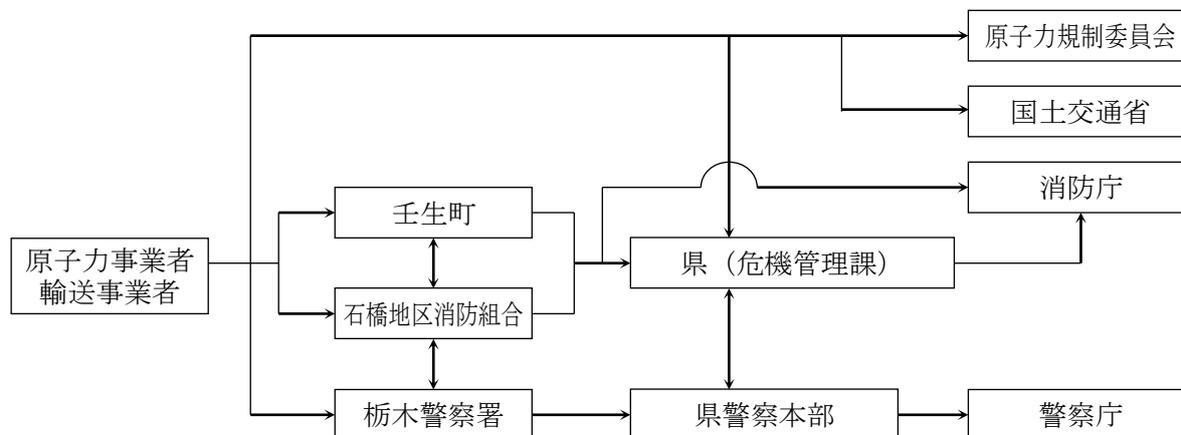
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 事業者の対策

ア 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

(4) 町及び消防本部の対策

事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

4 石油类等危険物

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

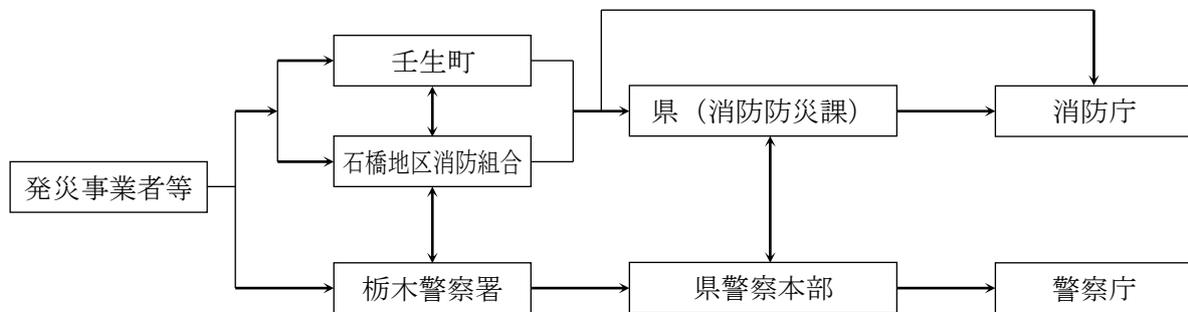
(7) 町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

(4) 被害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

(7) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 火災・爆発応急対策

ア 危険物取扱事業所等の対策

(7) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(4) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(7) 災害の発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(4) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

イ 町の対策

町は、被害の状況により栃木警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(4) 漏洩応急対策

ア 危険物取扱事業所等の対策

- (7) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (8) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (9) 災害の発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (10) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (4) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

イ 町の対策

町は、被害の状況により栃木警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

5 ガス事故

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

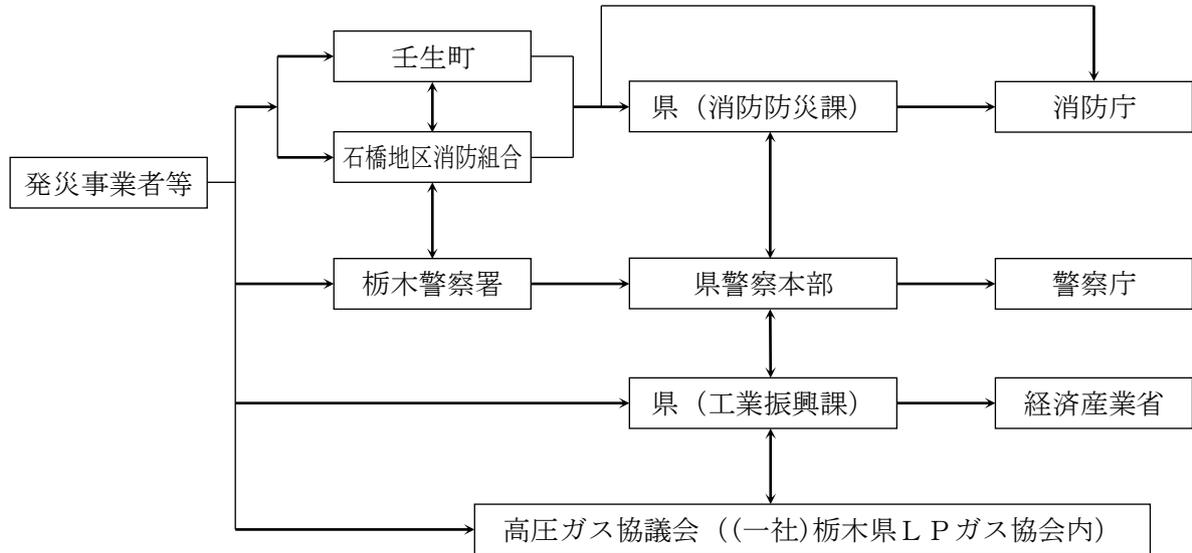
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

- (7) 町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。
- (8) 被害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。
- (9) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

ア 速やかな応急措置の実施

- (ア) 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講ずる。
- (イ) 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

イ 応援・協力

- (ア) 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。
- (イ) LPガス協会は、協会各支部内での対応が困難な場合は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。
- (ウ) 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- (エ) 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

(4) 町、消防本部の対策

- ア 町は、被害の状況により栃木警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- イ 消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講ずる。
- ウ 消防本部は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

6 火薬類事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したとき

は、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

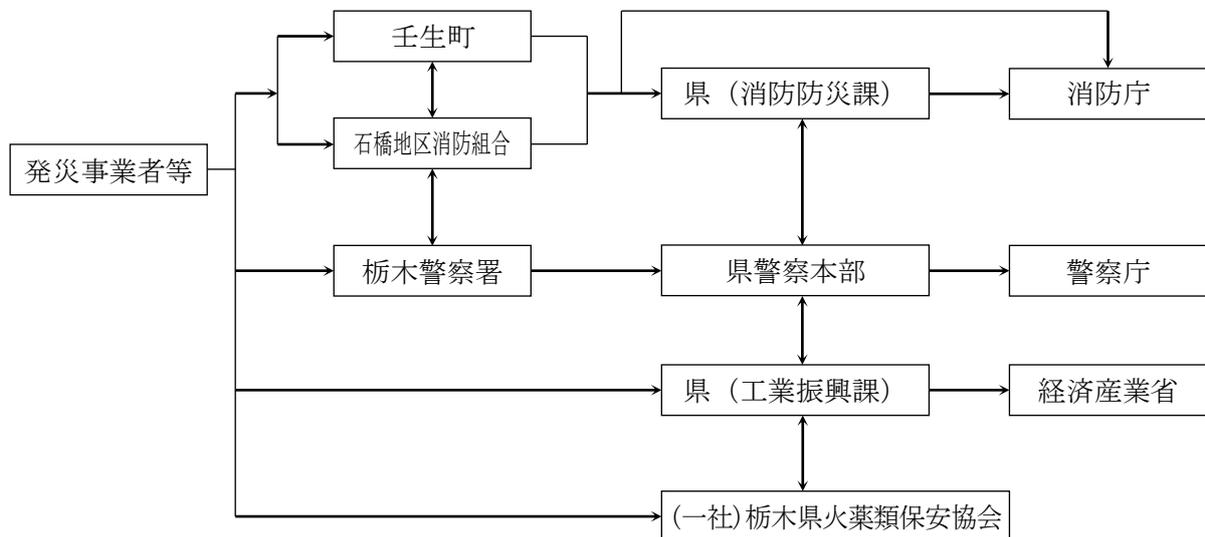
(7) 町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

(4) 被害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

(7) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 事業者等の対策

ア 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。

イ 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ 火薬庫の入口等を目塗土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。

エ 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

(4) 町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

7 毒物・劇物事故応急対策

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、栃木警察署、消防本部に通報する。

イ 町及び消防本部の情報収集・伝達

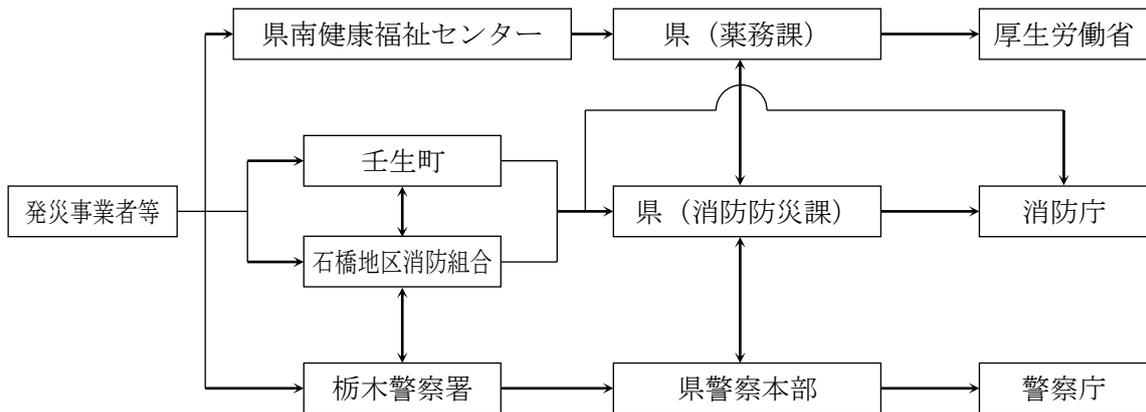
(7) 町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

(4) 被害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

(7) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 事業者等の対策

ア 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、消防本部、警察等へ通報する。

イ 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講ずる。

ウ 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講ずる。

(4) 町の対策

状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

第3 災害復旧対策計画

町は、県及び事業者等と連携し、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。また、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。